

令和7年 第1回  
仁木町議会定例会会議録  
( 1日目 )

開 会 令和7年3月7日(金)

散 会 令和7年3月7日(金)

仁 木 町 議 会

## 令和7年第1回仁木町議会定例会（1日目）議事日程

---

◆日 時 令和7年3月7日（金曜日）午前9時30分 開会

◆場 所 仁木町役場 3階議場

---

### ◆議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議会運営委員会委員長報告

日程第3 会期の決定

日程第4 諸般の報告

日程第5 行政報告

日程第6 議案第1号 令和6年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第6号）

日程第7 議案第2号 令和6年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）

日程第8 議案第3号 令和6年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）

日程第9 議案第4号 令和6年度余市郡仁木町簡易水道事業会計補正予算（第2号）

日程第10 行政と予算案の大綱等 令和7年度仁木町行政と予算案の大綱  
令和7年度仁木町教育行政執行方針

## 令和7年第1回仁木町議会定例会（1日目）会議録

開 会 令和 7年 3月 7日（金） 午前 9時30分  
散 会 令和 7年 3月 7日（金） 午後 1時30分

議 長 横 関 一 雄 副 議 長 嶋 田 茂

## 出席議員（8名）

2 番 山 内 健 生 3 番 木 村 章 生 4 番 佐 藤 秀 教  
5 番 野 崎 明 廣 6 番 宮 本 幹 夫 7 番 上 村 智恵子  
8 番 嶋 田 茂 9 番 横 関 一 雄

## 欠席議員（1名）

1 番 前 田 春 奈

## 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

|             |         |             |           |
|-------------|---------|-------------|-----------|
| 町 長         | 佐 藤 聖一郎 | 産 業 課 長     | 浜 野 崇     |
| 副 町 長       | 林 幸 治   | 産 業 課 参 事   | 河 井 健     |
| 教 育 長       | 岩 井 秋 男 | 建 設 課 長     | 渡 辺 優     |
| 総 務 課 長     | 鹿 内 力 三 | 教 育 次 長     | 和 田 秀 文   |
| 総 務 課 参 事   | 濱 田 敬 司 | 農業委員会事務局長   | （浜 野 崇）   |
| 財 政 課 長     | 新 見 信   | 選挙管理委員会委員長  | 芳 岡 廣     |
| 会 計 管 理 者   | 伊 藤 利 文 | 選挙管理委員会書記長  | （鹿 内 力 三） |
| 企 画 課 長     | 奈 良 充 雄 | 代 表 監 査 委 員 | 原 田 修     |
| 住 民 環 境 課 長 | 本 多 弘 一 | 識 見 監 査 委 員 | 今 井 聡 裕   |
| 福 祉 課 長     | 菊 地 健 文 |             |           |
| 福 祉 課 参 事   | 浜 野 公 子 |             |           |

## 議会事務局職員出席者

事 務 局 長 可 児 卓 倫  
総 務 議 事 係 長 佐 藤 祐 亮

## 開 会      午前9時30分

---

○議長（横関一雄）おはようございます。

定刻となりましたので、これから会議を始めたいと思います。只今の出席議員は、8名です。前田議員より欠席する旨の届け出がありました。

定足数に達していますので、只今から、令和7年第1回仁木町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（横関一雄）日程第1『会議録署名議員の指名』を行います。

本日の会議録署名議員は、仁木町議会会議規則第124条の規定により、2番・山内議員及び3番・木村議員を指名します。

---

### 日程第2 議会運営委員会委員長報告

○議長（横関一雄）日程第2『議会運営委員会委員長報告』を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。木村委員長。

○議会運営委員長（木村章生）皆さんおはようございます。

議会運営委員会決定事項について、報告いたします。本定例会を開催するにあたり、去る2月26日水曜日、議会運営委員会を開催し、本日開会の定例会の会期日程等議会運営に関する事項について、調査いたしました。

委員会決定事項。まずはじめに付議事件について申し上げます。本定例会には、議案19件、同意1件、発委2件、意見書1件の計23件が付議されており、他に仁木町議会会議規則第60条の規定に基づく一般質問の通告が1名から2件提出されております。

次に、議事進行について申し上げます。別紙、議事日程のとおりであります。はじめに、定例会1日目。日程第5まではこれまでと同様に進めます。日程第6から第9の補正予算については、いずれも即決審議でお願いいたします。日程第10の行政と予算案の大綱等については、令和7年度仁木町行政と予算案の大綱及び、令和7年度仁木町教育行政執行方針の説明でございます。1日目はここまでとし、散会いたします。次に、定例会2日目。日程第11の一般質問については、上村議員2件でございます。日程第12から第15の令和7年度各会計予算については、一括提案説明を受けた後、特別委員会を設置し、これに付託し休会中に審査することとし、会議を休憩に移し、別室にて正副委員長の互選を行います。名称については、令和7年度各会計予算特別委員会です。委員数は議長及び長期欠席中の前田議員を除く議員7名でございます。日程第16から第20の条例改正、以上5件については、予算に関連する議案のため、一括提案説明を受けた後に、令和7年度各会計予算特別委員会に付託し、審査いたします。

令和7年度各会計予算特別委員会の日程案について申し上げます。1日目・3月10日は正副委員長の互選を行います。2日目・3月11日は付託議案の説明を行います。3日目・3月12日、4日目・3月13日は付託議案の質疑を行います。5日目・3月17日は付託議案の質疑及び討論・採決を行います。

続いて、日程第21から第26の条例改定及び条例改正については、いずれも即決審議でお願いいたします。

日程第27の同意については、提案説明を受けた後、会議を休憩に移し、別室にて協議の上、即決審議でお願いいたします。2日目はここまでとし、散会したいと思います。続いて、定例会3日目。日程第28から第29の発委については、いずれも即決審議でお願いいたします。日程第30の意見書については、即決審議でお願いいたします。なお、提出者及び賛成者については、お手元に配付のとおりでございます。日程第31の委員会の閉会中の継続審査、日程第32の委員会の閉会中の所管事務調査については、お手元に配付のとおり各委員長より申し出がございます。

次に、会期について申し上げます。令和7年第1回仁木町議会定例会招集日は、本日3月7日金曜日、会期は開会が3月7日金曜日、閉会が3月21日金曜日の15日間といたします。なお、3月8日から9日、11日から17日、及び19日から20日までは休会といたします。

続いて、その他事項でございますが、3月11日火曜日の昼食時に、学校給食試食会を実施いたします。内容は記載のとおりでございます。また、当面する行事予定についてはお手元に配付のとおりでございます。以上、議会運営委員会決定事項について報告を終わります。

○議長（横関一雄）委員長の報告が終わりました。

委員長報告のとおり、議事を執り進めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認め、そのように決定しました。

---

### 日程第3 会期の決定

○議長（横関一雄）日程第3『会期の決定』の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会委員長報告のとおり、本日、3月7日から3月21日までの15日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日、3月7日から3月21日までの15日間とすることに決定しました。

次に、会期中における休会についてお諮りします。仁木町議会会議規則第9条第1項及び第2項の規定に基づき3月8日から9日まで、11日から17日まで、及び19日から20日までの計11日間休会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、3月8日から9日まで、11日から17日まで、及び19日から20日までの計11日間休会とすることに決定しました。

---

### 日程第4 諸般の報告

○議長（横関一雄）日程第4『諸般の報告』でございます。

議長、諸般の報告については、本会議場での報告を省略いたします。なお、お手元に報告書を配付しておりますので、後程ご高覧願います。

これで、諸般の報告を終わります。

## 日程第5 行政報告

○議長（横関一雄）日程第5『行政報告』を行います。

佐藤町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）令和7年第1回仁木町議会定例会が開催されるに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、ここに令和7年第1回仁木町議会定例会を招集申し上げましたところ、横関議長、嶋田副議長をはじめ、議員の皆さまにおかれましては、何かとご多用のところ、このようにご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。また、原田代表監査委員、今井監査委員、芳岡選挙管理委員会委員長におかれましても、万障お繰り合わせの上ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

3月に入り、春の訪れを待ちわびているところでございますが、今年の冬は全国各所で、特に日本海側では大寒波の影響により災害級の大雪となったところがあり、異常気象の影響が年々如実にあらわれ始めているものと感じております。

さて、今年は以前から問題視されていた2025年問題の年であります。改めて2025年問題とは、団塊の世代がすべて75歳以上になることで、医療・介護・雇用など幅広い分野に深刻な影響を及ぼす社会的課題の総称であります。ご承知のとおり2025年には日本の75歳以上の人口は2000万人を超え、国民の約4人に1人が75歳以上という超高齢化社会に突入します。一方で現役世代の割合は減少し、1.3人で1人の65歳以上を支える社会が到来すると推計されております。このような人口構造の変化に伴い、社会保障費の増大や労働力不足など様々な課題が顕在化しております。加えて、2040年問題は団塊ジュニア世代が高齢者に達し、総人口の約35%が65歳以上になるピークを迎えるタイミングを指します。国会でも論戦が繰り広げられておりますが、2025年は高齢化の進行期で、医療・介護体制の逼迫や社会保障費の増加が中心的な課題であり、2040年には労働力不足や老朽化したインフラの維持が更に深刻化すると予測されている中で、2040年に備えてまずは間近に迫っている2025年問題への対応が求められており、行政としてもこれらのことを踏まえ、今後の対策を早急に講じていかなければなりません。この問題は単なる高齢化の問題に留まらず、医療・介護の持続可能性、地域社会の在り方、そして働き方改革の社会全体の構造を見直す必要があります。2040年は遠い未来ではなく15年後には必ず訪れるものと受け止め、今年から持続可能な地域づくりに向けて本格的に動き出していかなければならないと考えているところでございます。

さて、本題に戻りますが、本定例会には、木村議会運営委員長からご説明がありましてとおり、議案19件、同意1件、計20件の議案を提出しております。ご承知のとおり、本年4月には町長選挙が執行されます。したがって、例年であれば町政執行方針として町政運営にあたる首長としての決意を表明してまいりましたが、本年は骨格予算であります関係から、令和7年度仁木町行政と予算案の大綱という形で取りまとめをいたしました。ご審議をいただくにあたり議員各位の皆さまのご理解をお願いいたしますとともに格別のご審議を賜りますようお願い申し上げます。

それでは行政報告をさせていただきます。

はじめに、銀山義務教育学校の開校2年延期に伴う報酬の減給条例の上程について申し上げます。銀山義務教育学校の開校につきましては、当初、令和8年度の開校を予定しておりましたが、補助金額の算定誤りにより町の一般財源が大幅に増額となることが判明し、当初の事業計画で実施した場合、町財政への

影響が懸念されることから、事業計画の見直しが必要となりました。令和6年8月22日に開催いただきました議会全員協議会において、補助金の最大限の活用及び一般財源の圧縮を図ることが可能となることから工事期間を2年延長し、令和10年度の開校を目指すことをご説明させていただき、その後、銀山地区の住民や保護者の皆さまに対しまして説明をさせていただきました。銀山義務教育学校の開校につきましては、地域の皆さまから様々なご意見をいただきながら創り上げた計画であることを考えると、開校が2年延期になることにより、新しい学校で学べることを期待していた児童生徒を始め、地域の皆さまに対しまして大変申し訳なく、また、理事者の認識の誤りにより町政の信用を失墜させることとなり、心よりお詫び申し上げます。町政管理者として町長である私と副町長の責任、及び教育長の管理責任として、今定例会において報酬の減額に係る条例案を上程させていただきましたので、よろしくお願いいたします。今後、このようなことが二度と起こらないよう私を始め職員一同努めてまいります。

次に、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（令和6年度推奨事業メニュー分）の活用について申し上げます。国は令和6年11月22日に閣議決定した「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」において、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援することを決定し、12月17日付けで臨時交付金制度要綱が改正されました。本交付金におきましては、低所得世帯支援枠とは別に推奨事業メニュー分として、本町に対し交付限度額2373万2000円が示されており、交付金の趣旨といたしまして、生活者や事業者に向けた事業に取り組むよう通知されていることから、生活者の消費下支え、及び地域の消費拡大と地域経済の活性化に資することを目的として全町民に対しまして一人当たり5000円分の仁木町物価高騰対策応援商品券を配布することといたしました。本商品券は、町内に住所を有する事業所に限定して使用できるものとしており、使用期間は令和7年4月7日から12月31日までとしております。また、町民の皆さまへ速やかに商品券をお届けするため、商品券の発行準備事業費126万7000円と、併せて当該事業に係る国庫補助金126万6000円につきまして、今定例会に補正予算を上程させていただきましたので、よろしくお願い申し上げます。なお、今回内示のあった交付限度額のうち、今年度実施する事業に充当した後の残り2246万6000円については、令和7年度当初予算に上程いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、後志自動車道仁木IC～余市IC間の開通について申し上げます。倶知安町と小樽市を結ぶため建設工事をしております後志自動車道につきましては、平成30年12月に余市IC～小樽JCT間が開通して以降、観光や産業の振興、並びに町民の利便性向上に大きく寄与していたところであり、仁木IC～余市IC間の開通は町民のみならず私自身も心待ちにしていたところであります。既に報道等によりご承知のことと存じますが、国土交通省北海道開発局小樽開発建設部より仁木IC～余市IC間の開通が令和7年3月23日16時に決定したと周知されました。開通日には、開通に先立ち小樽開発建設部などが主催する開通式と通り初め、並びに本町が事務局となっている実行委員会主催の開通を祝う会を開催いたします。この開通にご尽力いただきました関係者の皆さまに対しまして深く感謝いたしますとともに、開通を契機といたしまして本町の更なる発展に向け様々な施策を検討してまいります。

次に、第71回北海道広報コンクールについて申し上げます。道内自治体等の広報技術の向上に資することなどを目的に、北海道、北海道市長会及び北海道町村会で構成される広報広聴技術研究会実行委員会が開催しております「第71回北海道広報コンクール」において、広報仁木8月号（令和6年8月8日発行、第837号）が、「広報写真 組み写真 市町村の部」で初の特選（部門第1位）を受賞しました。受賞作は、昨

年5年ぶりに開催された「第40回さくらんぼフェスティバル」の様子を見開き2ページで構成した特集記事で、同記事紙面に掲載した写真の表現力や技術力、レイアウトなどが審査委員から評価され、この度の受賞に至りました。なお、本作品は、広報広聴技術研究会実行委員会より、公益社団法人日本広報協会主催の「令和7年全国広報コンクール」へ推薦されており、4月下旬頃に結果が発表される予定となっております。この度の受賞に満足することなく、引き続き、町の情報発信における中心的媒体として、見やすく、分かりやすい紙面の作成に努め、町民の皆さまが更に親しみを持っていただける広報紙となるよう、より一層努力してまいります。

次に、合葬墓に関するアンケート調査の結果について申し上げます。第6期仁木町総合計画の目標に掲げている合葬墓の設置について、目標の達成に向けて設置することの必要性や制度化の検討を進めるに当たっての参考とするため、町民を対象としたアンケート調査を実施いたしました。調査は、無作為に抽出した町内在住の満18歳以上の世帯主1000名を対象に行ったもので、令和6年9月2日から12月31日までに返信のあった374件の回答を取りまとめ、回収率は37.4%となっております。

結果につきましては、「合葬墓は本町に必要か」との問いには、60%の方から「必要」との回答があり、設置に対する理解が示されているのに対し、「設置した場合利用するか」との問いには、後継者がいない、子孫に負担をかけたくないといった理由から「利用する」が36%、子どもに委ねる、菩提寺など寺社に相談するといった理由から「利用しない」が50%と自身の利用については様々な意見が寄せられました。また、自由記載では、「自治体が合葬墓を設置する場合、将来にわたり管理を行っていく必要がある。設置場所・周辺の環境整備・運営方法等を慎重に検討していく必要がある」、「町で管理する合葬墓があれば安心して老後を過ごせる」、「墓標だけの殺風景なものではなく花畑のある公園のようなものがよい」、「ある程度の規模の自治体が合葬墓を持ち、共同で運用する方がよい」などの意見が添えられておりました。この度の調査結果を参考に、自治体が設置する合葬墓の在り方について調査研究し、引き続き検討を進めることといたします。アンケートに御協力いただきました皆さまに、心より感謝申し上げます。

次に、令和6年度ふるさと納税について申し上げます。ふるさと納税につきましては、複数のポータルサイトの運用や魅力ある返礼品を提供するなど、PR強化に努めているところであります。令和6年度当初予算におきまして、寄附金を4億2000万円として見込んでおりましたが、東北地方の天候不順により本町のさくらんぼに申込みが殺到したことや、全国的な米不足の影響でお米の返礼品申込が寄附額を押し上げたことにより、これまでの申込みが当初の見込みを上回り、昨年末には過去最高であった令和3年度の寄附額4億7800万円を更新、2月上旬で5億円を超えるご寄附をいただいております。このことから、寄附金を当初の4億2000万円から9600万円増額し、5億1600万円と見込んでいるところであります。つきましては、歳入歳出予算額に補正が生じることから、今定例会に補正予算を上程させていただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。

行政報告は以上であります。別途お手元には、督促手数料の廃止について（議案第8号関連資料）、令和6年度仁木町合葬墓に関するアンケート調査結果報告書、令和6年度事業発注状況表（契約金額が100万円以上の事業）、令和6年度事業発注状況表（契約金額が100万円未満の事業）を配付しておりますので、後ほどご高覧願います。以上で行政報告とさせていただきます。

○議長（横関一雄）佐藤町長の行政報告が終わりました。

次に、岩井教育長から教育行政報告の申し出がありますので、これを許します。岩井教育長。

○教育長（岩井秋男）令和7年第1回仁木町議会定例会教育行政報告について申し上げます。

はじめに、本年2月の吹雪による臨時休校について申し上げます。2月5日（水）の未明から6日（木）にかけて、北海道に発達した低気圧が接近し、本町においても猛吹雪や吹き溜まりにより交通障害が発生いたしました。5日（水）の朝6時頃は通学にあまり支障がないものと各学校長が判断し通常通り授業を開始する予定としていましたが、その後、7時頃から風雪が強まり通学に支障があるとのことから、仁木地区の小中学校につきましては臨時休校としました。銀山地区の小中学校につきましては、通常通り授業を行いました。また、教育委員会において同日午後2時頃の气象台等の情報から、翌日の天候回復が見込まれないと判断し、6日（木）においても臨時休校にすることとし、町内の各小中学校や通学バスの委託先であるイナホ観光、学校給食共同調理場に連絡を行いました。今回の低気圧接近に係る休校の判断につきましては、休校の判断が遅くなり各家庭にはご迷惑をお掛けいたしました。今後におきましては、迅速に判断ができるよう各学校長と更なる連携を図りながら事務を進めてまいります。

次に、仁木野球スポーツ少年団の解散について申し上げます。仁木野球スポーツ少年団につきましては、創立から45年が経過し、その間、甲子園へ出場した選手など幾人もの名プレイヤーを輩出し、名実ともに輝かしい成果を上げてきました。しかし、昨今の少子化やスポーツの多様化に伴い、選手をはじめ指導者も確保できず、本年2月22日（土）の解散式をもって、仁木野球スポーツ少年団が解散となりました。今後、野球を希望する児童につきましては、余市町の余市強い子スポーツ少年団などに所属しプレーを続けていくこととしています。以上で、令和7年第1回仁木町議会定例会教育行政報告といたします。

○議長（横関一雄）岩井教育長の教育行政報告が終わりました。

これで行政報告を終わります。

## 日程第6 議案第1号

### 令和6年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第6号）

○議長（横関一雄）日程第6、議案第1号『令和6年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第6号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第1号、令和6年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第6号）。令和6年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3383万1000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億3304万6000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。地方債の補正。第2条、地方債の変更は第2表 地方債補正による。令和7年3月7日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては新見財政課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）新見財政課長。

○財政課長（新見 信）議案第1号、令和6年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第6号）について、ご説明申し上げます。

1 ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。11款、地方交付税から22款、町債まで補正いたしまして、歳入合計額から補正額3383万1000円を減額し、補正後の合計を51億3304万6000円とするものでございます。

2 ページをお開き願います。歳出でございます。1 款、議会費から、3 ページ、13款、諸支出金まで補正いたしまして、歳出合計額から補正額3383万1000円を減額し、補正後の合計を51億3304万6000円とするものでございます。

4 ページをお開き願います。第2表 地方債補正、変更でございます。すべて事業完了による限度額の変更でございます。交通安全灯LED化事業は1950万円に、町道標識設置事業は440万円に、緊急自然災害防止対策事業（河川改修）は1億840万円に、防火水槽設置事業は400万円に変更するものでございます。

5 ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1 款、町税から22款、町債まですべての科目を載せたものでございます。

6 ページをお開き願います。歳出でございます。1 款、議会費から14款、予備費まですべての科目を載せたものでございます。右側の財源内訳ですが、国・道支出金が814万6000円の減、地方債が430万円の減、その他が590万4000円の減、一般財源は1548万1000円の減となっております。

7 ページをお開き願います。歳入でございます。11款、1 項、1 目、地方交付税につきましては、普通交付税の確定により5281万3000円の追加でございます。

8 ページをお開き願います。14款、使用料及び手数料、2 項、手数料、2 目、衛生手数料につきましては、申請件数の増により5000円の追加。

9 ページ、15款、国庫支出金、2 項、国庫補助金、1 目、総務費国庫補助金につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業の実施により126万6000円の追加、2 目、民生費国庫補助金につきましては、地域支援事業の額確定及び子育て支援事業費の支出見込みにより12万9000円の追加、3 目、衛生費国庫補助金は合併処理浄化槽補助金の確定により59万6000円の減額、4 目、土木費国庫補助金は、大型標識設置工事の事業費確定により232万7000円の減額でございます。

10ページをお開き願います。16款、道支出金、1 項、道負担金、1 目、民生費道負担金につきましては、民生委員活動費の支出見込み及び後期高齢者負担金の額の確定により19万2000円の追加、2 項、道補助金、1 目、総務費道補助金は、移住支援に係る地方創生推進交付金の減額及び地域づくり総合交付金は額の確定により450万円の減額、2 目、民生費道補助金は、地域支援事業の額確定及び乳幼児医療費等の支出見込みにより8万5000円の追加、4 目、農林水産業費道補助金は、額の確定により240万2000円の減額。11ページ、3 項、道委託金、1 目、総務費委託金は、国勢調査委託金の確定により7000円の追加でございます。

12ページをお開き願います。17款、財産収入、1 項、財産運用収入、1 目、財産貸付収入につきましては、収入見込みにより7万2000円の追加、2 目、利子及び配当金につきましては、収入見込みにより49万1000円の追加、2 項、財産売払収入、1 目、不動産売払収入は売却価格の増により44万8000円の追加。

13ページ、18款、1 項、寄附金、1 目、一般寄附金につきましては、一般寄附とふるさと納税の寄附見込みにより9625万円の追加、2 目、総務費寄附金は、企業版ふるさと納税100万円の追加でございます。

14ページをお開き願います。19款、繰入金、1 項、基金繰入金、1 目、財政調整基金繰入金につきましては1億6374万1000円の減額、2 目、ふるさと振興基金繰入金は、事業完了により862万円の減額、4 目、公共施設等整備基金繰入金は、町民センター多目的文化ホール機械制御盤更新、火葬炉排気筒補修工事の額

確定により43万5000円の追加。

15ページ、21款．諸収入、5項．4目．雑入につきましては、さくらんぼフェスティバルに係る振興協会助成金及びその他収入見込みにより79万1000円の追加、5目．宝くじ交付金収入は額確定により132万9000円の減額でございます。

16ページをお開き願います。22款．1項．町債につきましては、地方債補正で説明した分でございます。

17ページをお開き願います。歳出でございます。1款．1項．1目．議会費につきましては、負担率の変更により共済費8万6000円の減額でございます。

18ページをお開き願います。2款．総務費、1項．総務管理費、1目．一般管理費につきましては4万円の追加で、時間外手当の増とその他は19ページまで額の確定及び執行残でございます。

20ページをお開き願います。2目．交通安全推進費は執行残及び支出見込みにより123万2000円の減額、3目．文書広報費は、額確定により5万9000円の減額、21ページ、4目．財産管理費は、117万1000円の減額で事業完了による執行残、5目．企画費は、606万2000円の減額で、24ページまで、増額分はコミュニティバスの燃料費、物価高騰対策で実施する商品券配布事業に係る事務費及び道派遣職員負担金、減額分はすべて支出見込みによるものでございます。

24ページをお開き願います。8目．ふるさとづくり事業費は、ふるさと納税寄附の増により積立金9627万9000円の追加、25ページ、2項．徴税費、1目．税務総務費、及び3項．1目．戸籍住民登録費は、共済費の負担率の変更によりそれぞれ15万2000円、1万9000円の減額、4項．選挙費、2目．衆議院議員選挙費は119万円の減額で、次ページまですべて執行残でございます。

26ページをお開き願います。5項．統計調査費、3目．国勢調査費は財源内訳の変更でございます。

27ページ、3款．民生費、1項．社会福祉費、1目．社会福祉総務費につきましては、支出見込みにより21万3000円の減額、2目．老人福祉費は執行残及び支出見込みにより466万5000円の減額。

28ページをお開き願います。4目．心身障害者特別対策費は額確定により10万1000円の減額、5目．国民年金事務費は共済費7万3000円の減額、6目．後期高齢者医療費は繰出金の額の確定により10万円の追加、2項．児童福祉費、1目．児童福祉総務費は、仁木放課後児童クラブの電気料、児童手当システムの改修及び令和5年度分子育て応援給付金の返還金で45万7000円の追加、29ページ、2目．乳幼児医療費は支出見込みにより80万円の追加、5目．児童福祉施設費は執行残により3000円の減額でございます。

30ページをお開き願います。4款．衛生費、1項．保健衛生費、1目．保健衛生総務費につきましては、共済費負担率の変更と額の確定により31万8000円の減額、3目．予防費は167万7000円の追加で、ワクチン接種事業などの令和5年度返還金の追加、4目．環境衛生費は630万4000円の減額でごみ袋取扱報償費と燃料費の増、その他は、32ページまで額の確定による減額でございます。32ページ、5目．上水道費につきましては拠出金の額の確定により965万2000円の減額。

33ページ、6款．農林水産業費、1項．農業費、1目．農業委員会費につきましては、負担率の変更により共済費4万1000円の減額、2目．農業総務費も共済費14万5000円の減額、3目．農業振興費は、道派遣職員負担金の支出見込み及び農業次世代人材投資事業などの額の確定により455万6000円の減額でございます。

34ページをお開き願います。2項．林業費、1目．林業総務費につきましては、森林環境譲与税の利子積立2000円の追加。

35ページ、7款、1項、商工費、1目、商工総務費につきましては、共済費15万4000円の減額、2目、商工振興費は、額の確定により18万7000円の減額でございます。

36ページをお開き願います。8款、土木費、1項、土木管理費、1目、土木総務費につきましては共済費の減額、及び事業完了により104万1000円の減額、2項、道路橋りょう費、1目、道路橋りょう総務費は共済費3万6000円の減額、37ページ、2目、道路維持費は事業完了により71万8000円の減額、4目、橋りょう維持費も事業完了により6万6000円の減額、3項、河川費、1目、河川総務費も事業完了によりまして173万8000円の減額、4項、住宅費、1目、住宅管理費は11万6000円の減額で共済費負担率の変更と額の確定によるものでございます。

39ページをお開き願います。9款、1項、1目、消防費につきましては人件費増による負担金の確定により450万4000円の追加でございます。

40ページをお開き願います。10款、教育費、1項、教育総務費、2目、事務局費につきましては共済費19万3000円の減額、4項、義務教育学校費につきましては、基本計画の見直しに伴う実施設計の延期により1億1912万1000円の減額でございます。41ページ、5項、社会教育費、1目、社会教育総務費は、42ページまで、共済費の負担率の変更及び執行残によりまして55万2000円の減額。

43ページをお開き願います。6項、保健体育費、1目、保健体育総務費も共済費の負担率の変更及び執行残により19万3000円の減額。44ページをお開き願います。2目、体育施設費はすべて執行残で30万2000円の減額、45ページ、3目、学校給食費は共済費の負担率の変更、支出見込み、額の確定により137万3000円の減額でございます。

47ページをお開き願います。12款、1項、公債費、1目、元金と2目、利子につきましては477万円の減額で、いずれも利率確定による減額でございます。

48ページ、13款、諸支出金、1項、基金費、1目、財政調整基金費は1784万4000円の追加、2目、減債基金費につきましては普通交付税の増額により1097万9000円の追加、3目、公共施設等整備基金費は8万9000円の追加で、利子の積立てでございます。49ページをお開き願います。4目、土地開発基金費につきましては財源内訳の変更でございます。51ページ以降は補正後の給与費明細書となっております。以上で議案第1号の説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）予算書の13ページ。ふるさと納税額について、1点お伺いします。先ほど行政報告でもありましたように、今年は全国的な米不足という影響もあって、お米の返礼品申込みが寄附額を押し上げたということで報告を受けていますけれども、実際この9600万円増額のうち、お米の返礼品にかかる部分の件数と内容についてご説明願います。

○議長（横関一雄）河井産業課参事。

○産業課参事（河井 健）只今のご質問にお答えをいたします。

今回の増額補正9600万円につきましては、積算に当たりましては、お米の分が幾らとかというような積算はしておりませんで、実際の1月末時点の寄附額に対しまして、2月・3月、今後の寄附見込額を積み上げてございます。2月・3月の寄附額の見込みにつきましては、過去3年間の寄附額を確認した上でですね、例えば、2月であればですね、令和3年から令和5年の3年間であれば800万円から1100万円くらい

の幅がございます。3月、1か月に関しましては令和3年から令和5年まででいきますと1300万円からだいたい2000万円くらいの幅がございます。今年度に関しましては、歳末にかけての先行受付品の果物ですとか、お米の定期便が好調であったこともありまして、1月以降につきましては大幅な増加は見込めないというふうにちょっと想定をいたしまして、過去3年のそれぞれの月のですね、安全側を見まして、2月分を800万円、3月分を1300万円と想定いたしまして、それを追加した上で最終的な見込額を5億1600万円というふうに想定をして、今回9600万円を増額したものでございます。以上です。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）それでは種別ごとに集計はまだしていないということでしょうか。

○議長（横関一雄）河井産業課参事。

○産業課参事（河井 健）今年度の主要製品の割合についてでございますが、今年度4月から2月末までの数値でございます。今年度、サクランボにつきましては、4月から1月末までの件数につきましては1万1113件、これは昨年度対比150%の割合となっています。寄附額につきましては1億8898万5100円となっておりまして、昨年対比173.9%の伸び率となっています。お米に関しましては、4月から1月までの件数につきましては、減っておりまして2693件であります。件数の昨年度対比については80.7%となっております。ただ寄附額につきましては、お米の寄附の単価増等によりまして1億8740万7100円です。これは昨年と対比いたしまして121.5%の伸び率となっております。サクランボ、お米以外のものにつきましては、件数につきましては5349件、昨年対比86.5%の伸び率、寄附額につきましては1億1850万9900円、昨年度対比106%の伸び率となっております。以上です。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）お米に限ってお話ししますと、昨年より件数が少なかったんだけど、要するに米単価が上がったということで、1億数千万円になったということで、実際それでは昨年と比較して、今直近でどのくらい件数が減っているのでしょうか。

○議長（横関一雄）河井産業課参事。

○産業課参事（河井 健）先ほど1月末までの数字をお伝えしましたが、2月末までの全体のお米の件数でいきますと、令和5年度の4月から2月末までの件数が3405件、今年度令和6年度の4月から2月末までのお米の申込件数が2855件、伸び率といたしましては83.8%となっております。以上です。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）仮にこれからまた返礼品でね、お米が欲しいというふうになった場合に在庫はあるのでしょうか。

○議長（横関一雄）河井産業課参事。

○産業課参事（河井 健）全国的には米不足でございますけれども、当町の場合につきましては中間事業者と出品事業者の間で連携を密に行っておりまして、流通の確保に努めておりますので、現在のところ単価の変更により一定期間サイトを止めることはあるんですけれども、価格設定後についてはですね、在庫、十分な米が確保されておりますので速やかにサイトに掲載をして展開している状況でございます。以上です。

○議長（横関一雄）よろしいですか。他にございませんか。8番・嶋田議員。

○8番（嶋田 茂）佐藤議員のふるさと納税の部分とは、ちょっと私は違う角度から。ふるさと納税を1

年間の間に受けた農業者が、物が足りなくて出せなかったっていう例というのはあると思うんですよ。その例というのが、昨年度は結構あったのかなと思うんだけど、その部分というのはどのような処理をしているのか、ちょっと教えてください。

○議長（横関一雄）河井産業課参事。

○産業課参事（河井 健）ふるさと納税に関しましては、基本的に寄附金ということですので、もし商品が出せなかった場合が発生した場合については、基本的には同じ金額、お金を基本的にはお返ししないでですね、違う商品で対応する、もしくは翌年度の品物の寄附に、了解をいただいてですね、回してもらう。そのような対応をしています。以上です。

○議長（横関一雄）8番・嶋田議員。

○8番（嶋田 茂）実際に昨年度はどれぐらいあったんでしょうか。

○議長（横関一雄）河井産業課参事。

○産業課参事（河井 健）正確な数字はちょっと今回答はできないんですけども、複数件あったことは承知しています。以上です。

○議長（横関一雄）他にございませんか。5番・野崎委員。

○5番（野崎明廣）33ページをお伺いしたいと思います。農業振興費として、今現在、農業次世代人材投資資金として193万1000円が減額されております。この内容についてお伺いをしたいと思います。

○議長（横関一雄）浜野産業課長。

○産業課長（浜野 崇）只今の質問でございますけれども、農業次世代人材投資資金ということで、こちらはですね、次世代を担う農業者となることを志向する経営開始直後の新規就農者に対する支援ということで、国の制度設計に基づいてですね、支援される事業でございます。単身で150万円、夫婦型で225万円円が最長5年間給付される事業でございます。本年度につきましては17名の方が受給をされております。その中でですね、減額となった理由はそれぞれあるのですが、主なものとしては、こちらは前年度の農業収入が基準を上回った場合、交付される額が減額されます。そちらがこの193万1000円減額となった主な理由となっております。以上でございます。

○議長（横関一雄）5番・野崎議員。

○5番（野崎明廣）内容的に十分理解いたしました。

新規就農者の推移としては、どのような状況になっているのか。利用されている方が増えているのか、又は減っていったのか、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）浜野産業課長。

○産業課長（浜野 崇）増えているか減っているかということですね、年度によってまちまちでございます。ちなみに令和3年から7年までの推移としましては、令和3年が6名、令和4年が2名、令和5年が1名、令和6年が3名で、新年度、令和7年が1名ということになってございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）5番・野崎議員。

○5番（野崎明廣）理解したところです。

もう1点お伺いをしたいと思います。40ページですけども、学校建設費として減額された内容につきましては、延期されたということで理解をしているところですけども、今現在612万1000円、これが計上されております。この内容についてお伺いをしたいと思います。

○議長（横関一雄）和田教育次長。

○教育次長（和田秀文）612万1000円の現在の残高についての内容についてですが、まず1点目がですね、前回ご説明させていただきました基本設計の今年度は詳細分を実施するということで、その予算額581万9000円、この分を実施設計の予算額から流用して、今執行している最中でございます。その他に開校準備委員会としまして、校章・校歌等を作る委員会を夏ぐらいに立ち上げたんですけれども、その経費としまして30万円をそのまま残しております。あとは土地購入の印紙代として2000円、これはまだ未執行なんですけれども、今回はまだ減額していないところでございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）5番・野崎議員。

○5番（野崎明廣）今説明をいただきましたけれども、580万円なにかしが今までの基本設計料にかかっているということよろしいですか。

○議長（横関一雄）和田教育次長。

○教育次長（和田秀文）今年度の基本設計の詳細分としましては581万9000円、昨年度、令和5年度に実施しました基本設計の委託料につきましては857万円なにかしの金額となっております。以上です。

○議長（横関一雄）岩井教育長。

○教育長（岩井秋男）只今の基本設計の金額につきまして581万9000円ということで説明させていただきましたけれども、実際にはですね、契約上、金額としては547万8000円でございます。

○議長（横関一雄）よろしいですか。他にございませんか。8番・嶋田議員。

○8番（嶋田 茂）24ページの地域おこし協力隊助成金、249万円減額になっているんですが、この説明をお願いします。

○議長（横関一雄）奈良企画課長。

○企画課長（奈良充雄）地域おこし協力隊の減額の部分につきましては、地域おこし協力隊員の健康保険料ですとか、家賃ですとか、交通費がこの項目から支出されております。今年度は最終的にですね、金額を精査した結果、予算からですね、この249万円分が減額したというところで、残りもまだ支出見込みがあるものですから、まだ残ってはいるんですけれども、一応今回249万円分減額させていただいたというところでございます。

○議長（横関一雄）8番・嶋田議員。

○8番（嶋田 茂）単純に地域おこし協力隊が1人辞めたのかなというふうな感覚で、これだけ減ったのかなと思ったんですよね。そういうことはないと。

○議長（横関一雄）奈良企画課長。

○企画課長（奈良充雄）申し訳ございません。人数的にはですね、途中で1人退任はされております。ただですね、そのあと1人、また追加で農業振興員ということで任用させていただいておりますので、その部分につきましてはですね、ほとんど差はないんですが、そういった関係で任用がされていない方、月というのが何箇月かございますので、その部分での減額も今回含まれております。

○議長（横関一雄）よろしいですか。8番・嶋田議員。

○8番（嶋田 茂）地域おこし協力隊の皆さんの紹介は、1回受けるんですが、その後の活動とかがやはり目に見えなくて、今何人いてというのはわかるんですけども、その辺、今後の予算の中でね、どのようにしていくのかちょっと教えてください。

○議長（横関一雄）奈良企画課長。

○企画課長（奈良充雄）地域おこし協力隊員の方々ですね、活動内容につきましては毎月の広報で活動レポートということでご報告させていただいております。議員仰せのとおり、もう少し見える形というか、そういうこともですね、今後検討していきたいと。

あとは、今年度につきましては、町長と座談会ということで12月の広報でも掲載されておりますので、この辺でですね、ご報告ということでさせていただければと思います。

○議長（横関一雄）よろしいですか。他にございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第1号『令和6年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第6号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。したがって、議案第1号『令和6年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第6号）』は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第7 議案第2号

令和6年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）

○議長（横関一雄）日程第7、議案第2号『令和6年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第2号、令和6年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）。令和6年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ56万3000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億761万7000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。令和7年3月7日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、新見財政課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）新見財政課長。

○財政課長（新見 信）議案第2号、令和6年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。4款、繰入金と6款、諸収入を補正いたしまして、歳入合計額から補正額56万3000円を減額し、補正後の合計を2億761万7000円とするものでございます。

2 ページをお開き願います。歳出でございます。1 款、総務費と 2 款、保健施設費を補正いたしまして、歳出合計額から補正額 56 万 3000 円を減額し、補正後の合計を 2 億 761 万 7000 円とするものでございます。

3 ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1 款、国民健康保険税から 6 款、諸収入まですべての科目を載せたものでございます。

4 ページをお開き願います。歳出でございます。1 款、総務費から 6 款、予備費まですべての科目を載せたものでございます。右側の財源内訳ですが、その他が 51 万 3000 円の減、一般財源が 5 万円の減となっております。

5 ページをお開き願います。歳入でございます。4 款、繰入金、1 項、2 目、一般会計繰入金につきましては、人件費分繰入金 4 万 6000 円の減額、2 項、基金繰入金、1 目、財政調整基金繰入金につきましては、後志広域連合負担金の補正に伴い 4000 円の減額でございます。

6 ページをお開き願います。6 款、諸収入、4 項、受託事業収入、1 目、特定健康診査等受託料につきましては、収入見込みにより 51 万 3000 円の減額でございます。

7 ページをお開き願います。歳出でございます。1 款、総務費、1 項、総務管理費、1 目、一般管理費につきましては、共済費負担率変更により 4 万 6000 円の減額、2 目、広域連合負担金は、後志広域連合負担金の補正に伴い 4000 円の減額でございます。

8 ページをお開き願います。2 款、保健施設費、1 項、1 目、特定健康診査等事業費につきましては、短期人間ドック委託料と特定健診委託料の執行見込みにより 51 万 3000 円の減額でございます。9 ページ以降は補正後の給与費明細書となっております。以上で議案第 2 号の説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。3 番・木村議員。

○3 番（木村章生）8 ページの特定健診のところなんですけれども、この年代的には何％ぐらいの方が特定健診を受けて、これだけ残額が残ったんでしょうか。

○議長（横関一雄）菊地福祉課長。

○福祉課長（菊地健文）只今の質問でございます。年代的にはですね、ちょっと手元にそういった年代別の資料等はありませんが、だいたいの傾向としましてはですね、だいたい 50 代以上と担当としては確認しているところでございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）3 番・木村議員。

○3 番（木村章生）いや、年代を聞いたんじゃないくて、仁木町では何％ぐらいの方がこの特定健診というか、人間ドックを受けているかというのを聞きたいんですが。

○議長（横関一雄）暫時休憩します。

休 憩 午前 10 時 38 分

再 開 午前 10 時 40 分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、8 名です。

休憩前の木村議員への答弁が残っております。菊地福祉課長。

○福祉課長（菊地健文）お時間をとっていただきまして申し訳ありませんでした。

先ほどの木村議員のご質問ですが、2 月末現在でございますが、681 人に対しまして 165 人、受診率がで

すね、24.2%となっております。以上でございます。

○議長（横関一雄）よろしいですか。他にございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第2号『令和6年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第2号『令和6年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）』は、原案のとおり可決されました。

## 日程第8 議案第3号

### 令和6年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）

○議長（横関一雄）日程第8、議案第3号『令和6年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第3号、令和6年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）。令和6年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ236万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8368万2000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。令和7年3月7日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、新見財政課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）新見財政課長。

○財政課長（新見 信）議案第3号、令和6年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。1款、後期高齢者医療保険料と3款、繰入金を補正いたしまして、歳入合計額に補正額236万円を追加し、補正後の合計を8368万2000円とするものでございます。

2ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費と2款、後期高齢者医療広域連合納付金を補正いたしまして、歳出合計額に補正額236万円を追加し、補正後の合計を8368万2000円とするものでございます。

3 ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1 款、後期高齢者医療保険料から 5 款、諸収入まですべての科目を載せたものでございます。

4 ページをお開き願います。歳出でございます。1 款、総務費から 4 款、予備費まですべての科目を載せたものでございます。右側の財源内訳ですが、一般財源が236万円の増となっております。

5 ページをお開き願います。歳入でございます。1 款、1 項、後期高齢者医療保険料、1 目、特別徴収保険料につきましては、収入見込みにより576万円の減額、2 目、普通徴収保険料は、収入見込みにより802万1000円の追加でございます。

6 ページをお開き願います。3 款、繰入金、1 項、一般会計繰入金、1 目、事務費繰入金につきましては、額確定により18万円の減額、2 目、保険基盤安定繰入金も額確定により27万9000円の追加でございます。

7 ページをお開き願います。歳出でございます。1 款、総務費、1 項、総務管理費、1 目、一般管理費につきましては、負担率の変更により共済費 2 万4000円の減額でございます。

8 ページをお開き願います。2 款、1 項、1 目、後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、納付金の確定により238万4000円の追加でございます。9 ページ以降は補正後の給与費明細書となっております。以上で議案第 3 号の説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第 3 号『令和 6 年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第 3 号『令和 6 年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）』は、原案のとおり可決されました。

## 日程第 9 議案第 4 号

### 令和 6 年度余市郡仁木町簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）

○議長（横関一雄）日程第 9、議案第 4 号『令和 6 年度余市郡仁木町簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第 4 号、令和 6 年度余市郡仁木町簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）。総則、第 1 条、令和 6 年度余市郡仁木町簡易水道事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。収

益的収入及び支出、第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

なお、営業費用中総務費の財源422万9000円を400万2000円、企業債420万円を400万円に補正する。収入につきましては、第1款、簡易水道事業収益の既決予定額が2億7090万9000円に対して補正予定額は395万7000円の減、計2億6695万2000円、内訳といたしまして第1款、営業収益の既決予定額が6571万円に対して補正予定額は107万6000円の増、計6678万6000円。第2項、営業外収益の既決予定額が2億519万9000円に対して補正予定額は503万3000円の減、計2億16万6000円となっております。

支出につきましては、第1款、簡易水道事業費用の既決予定額が2億6994万3000円に対して補正予定額は944万円の減、計2億6050万3000円、内訳としまして、第1項、営業費用の既決予定額が2億4052万5000円に対して補正予定額は603万8000円の減、計2億3448万7000円。第2項、営業外費用の既決予定額が2161万円に対して補正予定額は319万8000円の減、計1841万2000円。第3項、特別損失の既決予定額が770万8000円に対して補正予定額は10万4000円の減、計760万4000円。第4項、予備費の既決予定額が10万円に対して補正予定額は10万円の減、計0円となっております。

次のページをお願いします。資本的収入及び支出、第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、本文括弧中、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額「5325万1000円は当年度損益勘定留保資金5110万7000円及び当年度利益剰余金処分数額214万4000円で補てん」を「5743万2000円は当年度損益勘定留保資金5185万1000円、及び引継金219万1000円及び当年度利益剰余金処分数額339万円で補てん」に改める。

収入につきましては、第1款、資本的収入の既決予定額が9028万5000円に対して補正予定額は480万8000円の減、計8547万7000円、内訳といたしまして、第1項、他会計補助金の既決予定額が8574万2000円に対して補正予定額は454万8000円の減、計8119万4000円。第2項、負担金等の既決予定額が454万3000円に対して補正予定額は26万円の減、計428万3000円となっております。

支出につきましては、第1款、資本的支出の既決予定額が1億4353万6000円に対して補正予定額は62万7000円の減、計1億4290万9000円、内訳といたしまして、第1項、建設改良費の既決予定額が1555万4000円に対して補正予定額は62万7000円の減、計1492万7000円となっております。企業債、第4条、予算第6条に定めた起債限度額「420万円」を「400万円」に補正する。議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第5条、予算第9条に定めた額（1）職員給与費「1955万1000円」を「1948万6000円」に補正する。他会計からの補助金、第6条、予算第10条に定めた額「1億9084万6000円」を「1億8119万4000円」に補正する。利益剰余金の処分、第7条、予算第11条に定めた当年度利益剰余金「214万4000円」を「339万円」に補正する。令和7年3月7日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては渡辺建設課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）渡辺建設課長。

○建設課長（渡辺 優）議案第4号、令和6年度余市郡仁木町簡易水道事業会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

1ページをお願いします。今回の補正は主に額の確定見込みによる減額等の補正となっております。

令和6年度仁木町簡易水道事業会計補正予算（第2号）実施計画、収益的収入及び支出でございます。

収入でございます。1款、簡易水道事業収益につきましては、1項、営業収益から2項、営業外収益まで

それぞれ補正いたしまして、既決予定額から補正予定額395万7000円を減額し、補正後の合計を2億6695万2000円とするものでございます。

次に支出でございます。1款、簡易水道事業費用につきましては、1項、営業費用から4項、予備費までそれぞれ補正いたしまして、既決予定額から補正予定額944万円を減額し、補正後の合計を2億6050万3000円とするものでございます。

2ページをお開き願います。資本金収入及び支出でございます。収入でございます。1款、資本金収入につきましては、1項、他会計補助金から、2項、負担金等までそれぞれ補正いたしまして、既決予定額から補正予定額480万8000円を減額し、補正後の合計を8547万7000円とするものでございます。次に、支出でございます。1款、資本金支出につきましては、1項、建設改良費を補正いたしまして、既決予定額から補正予定額62万7000円を減額し、補正後の合計を1億4290万9000円とするものでございます。補正内容につきましては、13ページからの仁木町簡易水道事業会計補正予算（第2号）に関する付属説明資料でご説明いたします。3ページから11ページまでにつきましては、今回の補正後における財務諸表及び給与費明細書となっております。

それでは、13ページをお開き願います。仁木町簡易水道事業会計補正予算（第2号）に関する付属説明資料でございます。13ページから15ページまでは収益的収入及び支出。16ページは資本金収入及び支出の資料でございます。13ページ、収益的収入及び支出の収入でございます。1款、簡易水道事業収益、1項、営業収益、1目、給水収益につきましては、簡易水道料金93万4000円の追加、2目、その他営業収益につきましては給水工事検査手数料の収益見込みにより14万3000円の追加、雑収益につきましては過料収入がなかったことから1000円を減額し、1項、営業収益は、既決予定額から補正予定額107万6000円を追加し、補正後の合計を6678万6000円とするものでございます。2項、営業外収益、1目、受取利息及び配当金につきましては、預金利息がなかったことから1000円の減額、2目、他会計補助金につきましては、3条予算の収入見込みにより510万4000円の減額、3目、長期前受金戻入につきましては、固定資産額確定により、他会計補助金2万6000円の減額、及びその他長期前受金9万8000円を追加し、2項、営業外収益は、既決予定額から補正予定額503万3000円を減額し、補正後の合計を2億16万6000円とするもので、1款、簡易水道収益は既決予定額から補正予定額395万7000円を減額し、補正後の合計を2億6695万2000円とするものでございます。

14ページをお開き願います。支出でございます。1款、簡易水道事業費用、1項、営業費用、1目、原水及び浄水費につきましては、燃料費から修繕費までそれぞれの支出見込みにより68万1000円の減額、2目、配水及び給水費につきましては、委託料から修繕費までそれぞれの支出見込みにより433万1000円の減額、3目、総係費につきましては、法定福利費から保険料までそれぞれ公的負担金率改正及び支出見込みにより107万4000円の減額、15ページ、4目、減価償却費につきましては、固定資産額確定により4万8000円を追加し、1項、営業費用は、既決予定額から補正予定額603万8000円を減額し、補正後の合計を2億3448万7000円とするものでございます。

15ページ、2項、営業外費用、1目、支払利息及び企業債取扱諸費につきましては、執行残及び支出見込みにより企業債利息4万8000円の減額、一時借入金につきましても15万円を減額、2目、消費税及び地方消費税につきましては、消費税納付額確定により300万円を減額し、2項、営業外費用は既決予定額から補正予定額319万8000円を減額し、補正後の合計を1841万2000円とするものでございます。3項、特別損失、

1 目、その他特別損失につきましては、執行残により10万4000円を減額し、3 項、特別損失の既決予定額から補正予定額10万4000円を減額し、補正後の合計を760万4000円とするものでございます。4 項、1 目、予備費につきましては支出がなかったことから10万円を減額し、4 項、予備費を0 円としており、1 款、簡易水道事業費用は、既決予定額から補正予定額944万円を減額し、補正後の合計を2 億6050万3000円とするものでございます。

16ページをお開き願います。資本金収入及び支出の収入でございます。1 款、資本金収入、1 項、他会計補助金、1 目、他会計補助金につきましては、4 条予算収入見込により454万8000円を減額し、1 項、他会計補助金は、既決予定額から補正予定額454万8000円を減額し、補正後の合計を8119万4000円とするものでございます。2 項、負担金等、1 目、工事負担金につきましては、水道管移設工事等の額の確定により26万円を減額し、2 項、負担金等は、既決予定額から補正予定額26万円を減額し、補正後の合計を428万3000円とするもので、1 款、資本金収入は、既決予定額から補正予定額480万8000円を減額し、補正後の合計を8547万7000円とするものでございます。

次に、支出でございます。1 款、資本金支出、1 項、建設改良費、1 目、配水施設費につきましては、水道管移設工事等の額の確定により62万7000円を減額し、1 項、建設改良費は、既決予定額から補正予定額62万7000円を減額し、補正後の合計を1492万7000円とするもので、1 款、資本金支出は既決予定額から補正予定額62万7000円を減額し、補正後の合計を1 億4290万9000円とするものでございます。以上で議案第4 号の説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。4 番・佐藤議員。

○4 番（佐藤秀教）13ページの営業収益の関係でお伺いしますけれども、今回、簡易水道料金93万4000円、水道使用料の増加による増ということでございますけれども、この増額内容についてご説明願います。

○議長（横関一雄）渡辺建設課長。

○建設課長（渡辺 優）只今のご質問についてお答えいたします。

今回補正しました93万4000円、水道使用料の増加という部分でございますが、近年ですね、給水の件数は減少傾向であるんですが、新築をされた方とか、改修をされたという方が最近多くなってですね、その部分の給水量の増加によるもので、今回93万4000円の増額補正をさせていただいた部分でございます。以上です。

○議長（横関一雄）4 番・佐藤議員。

○4 番（佐藤秀教）新築された件数とかはわかりますか。

○議長（横関一雄）渡辺建設課長。

○建設課長（渡辺 優）今年度につきまして、2 月末現在ではございますが、新築件数が10件となっております。以上です。

○議長（横関一雄）4 番・佐藤議員。

○4 番（佐藤秀教）次にですね、16ページ。これの建設改良費で配水管の敷設工事だと思うんですが、これは62万7000円減額していますけれども、今現在、埼玉県の方でもですね、道路上に、あれは下水道の管なんですけれども、老朽化して陥没事故も発生しています。それで突然の質問なんで、ちょっと難しい質問なんですけれども、今現在うちの方の道路上に水道管が敷設されている箇所というのは、全体の何%

ぐらいに当たるのでしょうか。

○議長（横関一雄）渡辺建設課長。

○建設課長（渡辺 優）ちょっとすいません。正確な数字は申し訳ありません、ちょっとお答えできないかもしれませんが、それぞれ仁木地区、然別地区、大江地区、銀山地区、尾根内地区とそれぞれ地区が分かれてございまして、尾根内地区、銀山地区、大江地区、然別地区につきましては、ほぼ道路敷地内ですね、水道管が埋設されている状況です。仁木地区につきましては、まだですね、すべてが道路の敷地内に敷設されている箇所が全部ではないんですが、およそ60%ぐらいは道路の敷地内に埋設されているという状況でございます。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）道路敷地内ということでしたけれども、実際車が走っている現況道路に埋設している箇所ということなんですが、それはわかりでしょうか。だいぶ簡易水道事業でかなり現況道路からはずして、先ほど言ったように道路敷地内に敷設していますけれども、実際まだ仮に残っているとしたら、どの辺が道路上に、現況上に敷設されているのか。町の方では把握されていますか。

○議長（横関一雄）佐藤議員それはあれですね、道路に対して埋設されているかということでしょう。現況道路の中に入っているかということですね。

課長、その辺を間違えないで説明してください。道路敷地内ではないですから。敷地内といったらもう幅一杯ありますから。その中、使用している敷地内の道路上に水道管がどのぐらいの面積の割合で入っているのかということを佐藤議員は聞きたいんですから。その辺、きちんと判断してから答弁してください。渡辺建設課長。

○建設課長（渡辺 優）水道管につきましては、道路敷地内の部分なんですが、道路のですね、路肩の部分に主に水道管を埋設している状況です。道路の交通車両が通っている箇所については、ほぼ道路横断している箇所が主に水道管埋設している部分で、原課としては埋設している箇所は把握してございます。

○議長（横関一雄）どのぐらいかわかりますか。渡辺建設課長。

○建設課長（渡辺 優）どれくらいかはちょっと申し訳ありません、そこまでは把握はしてございません。ただ現状どの位置に埋設されているかということは把握はしている部分でございます。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）この度の事故がありましたんでね、国の方からその調査とか、その関連で何か書類は入っていますか。それでどう対応していますか。

○議長（横関一雄）渡辺建設課長。

○建設課長（渡辺 優）今回、水道の方なんですけれども、まだそういう調査は来っていない状況でございます。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）国から調査してくださいだとか、そういうような国の方から依頼とか、そういう文書が入っていますかということなんですが、入っていないということですか。

○議長（横関一雄）暫時休憩します。

休 憩 午前11時10分

再 開 午前11時13分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、8名です。

4番・佐藤議員からの質疑に対しての答弁が残っております。渡辺建設課長。

○建設課長（渡辺 優）すいません、お時間を取らせてしまい申し訳ございません。

水道管の方につきましては、現在、国等からですね、そういう通知は来っていない状況でございます。下水道の方についてはそういう通知は来ているんですけれども、水道の方には通知が来っていないという部分でございます。

○議長（横関一雄）よろしいですか。

暫時休憩します。

休 憩 午前11時14分

---

再 開 午前11時14分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、8名です。

他に質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第4号『令和6年度余市郡仁木町簡易水道事業会計補正予算（第2号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第4号『令和6年度余市郡仁木町簡易水道事業会計補正予算（第2号）』は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休 憩 午前11時15分

---

再 開 午前11時25分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、8名です。

---

日程第10 行政と予算案の大綱等

令和7年度仁木町行政と予算案の大綱

令和7年度仁木町教育行政執行方針

○議長（横関一雄）日程第10、行政と予算案の大綱等『令和7年度仁木町行政と予算案の大綱』、『令和7年度仁木町教育行政執行方針』を議題とします。

はじめに、令和7年度仁木町行政と予算案の大綱について、発言を許します。佐藤町長。

## ○町長（佐藤聖一郎）令和7年度仁木町行政と予算案の大綱。

### 1. 町政執行について。

令和7年第1回仁木町議会定例会の開会に当たり、令和7年度仁木町行政と予算案の大綱について申し上げます。

さて、令和3年5月に、多くの町民の皆さまのご支援をいただき、第3期目の仁木町長としての職に就任しましてから、間もなく4年の歳月が経過しようとしております。この間、安心して住み続けられる町づくり、仁木町の未来を牽引する多様な人材の育成と確保、持続可能な仁木町の農業・商工業・観光の推進を柱に、仁木（にぎ）愛あふれる町づくりの実現に向けた強い決意を胸に、仁木町すこやか子育て支援センター（愛称：i k o r（イコロ））の開設や本町の特色を活かした再生可能エネルギーの導入に向けた実証実験を始め、多くの新たな取組を実施することができました。また、高齢化、気象災害の頻発、DX（デジタルトランスフォーメーション）の普及といった社会情勢や自然環境の変化に迅速かつ的確に対応していくため組織機構や体制の見直しを行ってまいりました。複数の課にまたがっていた高齢者、こども・子育て、医療、福祉を一元化し、後志管内の町としては住民1人当たり最も多い6名の保健師を配置したことや、地域包括支援センターの業務を介護に精通したスタッフが揃った医療法人に委託するなど、本格的な高齢化社会を迎えている中、町民に寄り添い、きめ細やかな対応が可能となる体制を整えました。また、防災におきましても、防災・危機管理に関する豊富な経験を持つ地域防災マネージャーである退職自衛官を採用し、本町の危機管理業務の強化を図りました。さらには、デジタル技術を活用し地域課題の解決に向け、本町で初めて中央省庁（デジタル庁）への職員の派遣や、企画課に地域イノベーション係を設置し、デジタル技術を活用して多様なモビリティサービスを展開するパナソニック I T S 株式会社と包括連携協定を締結して総務省の地域活性化起業人制度を利用することで、同社からデジタル技術に精通した社員を招へいするなど、DX化を推進できる体制を整えました。このように、3期12年間、仁木町の未来の創生を目指し、町民の皆さまはもとより仁木町を応援して下さる多くの方々との協働により、様々な取組にチャレンジし、多くの成果を生み出しながら、仁木町が持続的に発展していくための基礎が整ったものと考えております。

就任当初、仁木町は消滅可能性自治体のリストに名を連ねておりましたが、10年の時を経て脱却することが叶いました。今日に至るまで、町長としての重責を務めることができたのも、ひとえに町民の皆さま、議員の皆さまのご理解とご協力の賜物と心から感謝申し上げます。しかし、人口減少・高齢化の進展、急速なグローバル化への対応、社会インフラの老朽化への対応、頻発している自然災害への備えを始め、本町を取り巻く喫緊の課題が山積している中、町民の皆さまの命と暮らしを守り、本町が持続的に維持・発展していくため、歩みを緩めることなく、「魅力を高め、まちのちからを発揮する」仁木町の実現に向け、町民の皆さまと力を合わせて取り進めてまいります。

### 2. 令和7年度予算について。

それでは、令和7年度仁木町一般会計を始め、2特別会計及び公営企業会計の当初予算、関連する条例改正等の議案のご審議をいただくに当たり、本年度の行政と予算案の大綱について申し上げます。

令和7年1月24日に閣議決定された「令和7年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」による本年度の我が国経済の見通しでは、総合経済対策の効果が下支えとなって、賃金上昇が物価上昇を上回り、個人消費が増加するとともに、企業の設備投資も堅調な動きが継続するなど、引き続き、民間需要主導の

経済成長となることが期待され、令和7年度の実質GDP成長率は1.2%程度、消費者物価は2.0%程度の上昇率になると見込まれておりますが、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動等の影響には、十分注意する必要があるとしています。また、基本的な態度では、賃上げと投資が牽引する成長型経済への移行を確実なものとするため、最低賃金の引上げ、人手不足に対応する省力化・デジタル化投資の促進のほか、DX・GX・AI・半導体等の成長分野における官民連携投資など、「投資立国」や国民の資産形成を後押しする「資産運用立国」の取組を進め、高付加価値創出型の成長経済へと転換していくとしています。

本町の財政状況は、令和5年度決算の財政健全化を示す健全化判断比率につきまして、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率はいずれも早期健全化判断基準を下回っている状態であるものの、地方交付税など他に依存する財源が歳入全体の多くを占めるといった財政基盤の脆弱さは、財政運営上の大きな懸念要因であります。今後も、町債や基金の適切な管理によって将来を見据え、バランスがとれた健全な財政基盤の確立に努めてまいります。

## 〔Ⅱ〕令和7年度予算について。

一般会計の歳入では、町税につきましては、町民税は、給与及び農業者の所得見込みによる減収、固定資産税は、新築家屋の見込みにより増収、軽自動車税、市町村たばこ税等を合わせた町税全体では、前年度対比584万4000円減の3億3584万7000円を予算計上しております。地方交付税につきましては、普通交付税で18億5000万円を見込み、特別交付税を加えた地方交付税全体では、前年度対比3000万円増の20億2500万円を見込んでおります。地方債につきましては、仁木町民スキー場リフト及びナイター照明改修工事、河川護岸補修工事、銀山義務教育学校整備事業、防火水槽設置事業、過疎対策事業債ソフト分など、8億3260万円を予算計上しております。また、地方譲与税や各交付金におきましては、制度改正や消費動向などに影響され、推計が非常に難しい状況にありますが、前年度の実績や地方財政計画などを推計し、予算計上したところであります。基金からの繰入れにつきましては、定住促進住宅補助金、コミュニティバス運行事業などの総合戦略関連事業や本年度実施する銀山小中学校のエアコン整備事業などについて、ふるさと振興基金1億6107万4000円を活用し、非常用発電機停電回路更新工事には、公共施設等整備基金198万6000円を活用し事業を推進することとしております。これら歳入の状況から、財源の不足分につきましては、1億9908万7000円を財政調整基金から取崩し、繰入れを行っております。

一方、歳出につきましては、人件費や物件費、扶助費、公債費などの義務的経費がかさむ中、行政本来の目的であります質の高い行政サービスの提供を目指し、最小の経費で最大の効果が発揮できるよう財源の重点的かつ効率的な配分に努めるとともに、人口減少の克服や子育て環境の充実に重点をおいた予算編成を行ったところであります。

予算規模。一般会計、総額50億509万1000円、前年度対比4955万8000円、1.0%の減。国民健康保険事業特別会計、総額1億8667万7000円、前年度対比2054万4000円、9.9%の減。後期高齢者医療特別会計、総額8427万6000円、前年度対比384万8000円、4.8%の増。3会計予算の合計は、総額52億7604万4000円となり、前年度対比で6625万4000円、1.2%の減となっております。簡易水道事業会計、簡易水道事業収益2億8946万9000円、簡易水道事業費用2億8316万4000円、資本的収入6768万4000円、資本的支出1億2660万9000円簡易水道事業会計の予算額は、上記のとおりとなっております。

## 3. 令和7年度の政策について、～町民に健康と安心を～。

少子高齢化の急速な進展や核家族化などにより、社会構造が大きく変化している中で全ての住民が家庭

や地域の中で健康に自立した日常生活を営み、明るく安心して暮らせるよう、共に支え、共に生きる「福祉コミュニティ」の実現を目指し、令和3年度からスタートした「第3期仁木町地域福祉計画」に沿った取組を行ってまいります。地域の実情に応じた身近なセーフティネットとしての機能を担っている仁木町社会福祉協議会を始め、各町内会や民生委員児童委員と連携を密にしながら生活困窮者やひとり親家庭、障がいのある方や高齢者世帯など、それぞれの生活の見守りや声掛け活動等の取組を進めることにより、児童福祉や高齢者福祉、障がい者福祉など全般にわたり、地域福祉の向上を推進させてまいります。

介護保険は、介護を要する状態となっても、できる限り自宅で自立した日常生活を営めるよう、真に必要な介護サービスを総合的・一体的に提供する仕組みです。全ての団塊の世代が後期高齢者となる本年、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活が送れるよう、地域において包括的な支援やサービス提供体制を整える「地域包括ケアシステム」の構築が進められており、今後、さらに現役世代が急減する2040年を念頭に置いた体制の構築も求められております。第9期後志広域連合介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）では、今後の高齢者を取り巻く環境の変化や、介護ニーズ、地域の実情に合わせた地域包括ケアシステムの構築に当たり、深化・推進していくこととされております。このシステム構築に当たっては、町とともに中核的な役割を果たすのが地域包括支援センターであり、本町においては令和6年度より直営から外部委託へ転換したところですが、より一層町と地域包括支援センターが高齢者の健康づくりと地域づくりの方向性を共有し、一体性・連動性のある施策の展開を進めてまいります。さらに、地域住民の生活に密着した地域福祉づくりを推進するため、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）と協議体を中心となり、互助による生活支援・介護予防サービスの提供体制整備に向け、地域支援ニーズの把握や関係機関のネットワーク化に向けた取組と、認知症になっても生活しやすい地域づくりを推進するための認知症対策を社会福祉法人へ業務委託しているところではありますが、町、社会福祉法人及び地域包括支援センターが相互に連携、補完し合いながら、地域づくりを推進してまいります。併せて、町独自のサービスであります地域支援事業及び生活支援事業につきましても、町内の社会福祉法人と連携を図りながら実施してまいります。

障がい者への支援につきましては、障害者差別解消法や障害者総合支援法に基づく合理的配慮や障害福祉サービスに加え、市町村が提供する地域の実情や実態に応じた地域生活支援事業を引き続き実施してまいります。また、近年、身体障がいに関する相談のほか、児童の発達相談、社会参加や就労が困難な方に関する相談が増加し、特に専門知識が必要な児童の発達障がいや成年者の事案等が増えていることから、北後志5町村の基幹相談支援センターとなっているしりべし圏域総合支援センターに加え、町内事業所に相談事業を委託し、相談体制の充実を図るとともに、北後志母子通園センターを拠点とした障がいのある子どもたちへの早期療育事業の充実についても、引き続き努めてまいります。また、認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が十分でない方々の権利や財産を守るため、小樽・北しりべし成年後見センターと連携し、成年後見制度により、法律的に保護・支援をしてまいります。

令和6年6月に子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が公布され、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育での推進に資する施策の実施に必要な措置を講じることとしています。町といたしましても、こども・子育て支援に関しては、親の就業形態等に関わらず、全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援することが必要であるとの認識の下、子育てを安心して行える子育て支援環境の充実をさらに加速させる施策として、令

和6年度から次の具体的取組を実施しております。1. 放課後児童クラブ月額利用料等の完全無償化。2. 乳幼児等医療費助成の高校生世代までの拡大。3. 小中学校給食費の免除。これらの施策について着実に実施することで、人口減少に歯止めをかけ「～すべては未来の子どもたちのために～」の具現化に向けて邁進してまいります。

子育てをめぐる様々な課題への対応として、令和6年度に策定いたしました「第3期仁木町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、「こども・若者・子育て世代を地域で育むやすらぎの里」を基本理念に、地域の皆さまが子育てを通じて優しいつながりを持ち、喜びに満ちた生活の中で、安心して子育てができる心も体も安らぐ地域社会を築いてまいります。仁木町すこやか子育て支援センターが令和5年12月に竣工し、仁木放課後児童クラブ、にき保育園、地域子育て支援拠点・おおきな木及びにき小型児童館が令和6年3月から順次運営を開始しております。同センターの運営に当たっては、こどもや子育て世代が安全・安心に過ごすことができる、子育て支援の中核的役割を担う拠点施設として、関係団体と密接に連携し運営に努めてまいります。令和元年度から幼児教育・保育の無償化が全面実施されておりますが、平成29年度から実施している、第2子以降の保育料を無償とする、町独自の支援である「仁木町多子世帯の保育料軽減支援事業」を継続するほか、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、平成28年度から実施している第3子以降の出産に対する出産祝金の贈呈、ひとり親家庭に対する保育奨励金を支給する子育て支援推進事業、令和6年度から実施している放課後児童クラブ月額利用料等の完全無償化につきましても継続し、安心してこどもを産み育てることができる環境づくりを推進してまいります。社会福祉法人よいち福祉会にき保育園は、私立の認可保育所として、通常保育に加え、ダンスや砂遊びを取り入れた情操教育を実践しているほか、保護者のニーズに対応した延長保育や一時預かりの実施、障がいのある児童の保育にも取り組んでおります。今後も引き続き、連携を図り、保育サービスの充実に努めてまいります。また、同法人が開設している、地域子育て支援拠点・おおきな木は、子育ての孤立感、負担感の解消を目的に地域の子育て中の親子の交流促進、育児相談などの活動を実施しておりますので、多くの子育て世帯の利用が図られるよう周知に努めるほか、引き続き必要な支援を行ってまいります。また、児童養護施設櫻ヶ丘学園において、一時的に養育を必要とする児童を安心して預けることができるよう、本年度も仁木町子育て支援短期利用事業を実施してまいります。大江、銀山の両へき地保育所の運営管理につきましては、引き続き指定管理者制度による保護者のニーズに即した効率的な運営を行い、地域に根ざした保育所として特性を活かし必要な保育サービスを提供するとともに、今後の保育所のあり方について検討を進めます。日中、保護者のいない家庭の児童に適切な生活の場を提供するため、引き続き放課後児童クラブを仁木地区と銀山地区に開設いたします。また、にき小型児童館は全てのこどもが利用でき、こどもの居場所を確保することで、保護者の仕事と子育ての両立を支援してまいります。

感染症対策につきましては、令和7年度より、予防接種法に基づく带状疱疹ワクチン接種が実施されることに伴い、65歳以上の高齢者等のうち対象となる方へ費用の一部を助成してまいります。また、50歳以上の方にも、任意接種として带状疱疹ワクチンの助成を今年度も引き続き実施してまいります。その他の予防接種事業では、予防接種法に基づく乳幼児の各種予防接種のほか、インフルエンザワクチン、高齢者等に対する新型コロナウイルスワクチン、高齢者肺炎球菌ワクチンに対する助成や感染症に関する普及啓発を引き続き実施してまいります。

歯科保健対策につきましては、乳幼児期からの歯科保健対策に併せ、学齢期の虫歯予防対策として全て

の小・中学校及び保育所において、フッ化物洗口を実施してまいります。また、その他健康づくり対策につきましては、ピロリ菌を早期に発見・除菌することにより、将来の胃がん等の発症を予防することができることから、中学2年生の段階で、本人及び保護者が同意した希望者を対象に検査から治療に至るまでの費用を全額町が負担するピロリ菌対策事業を引き続き実施してまいります。町民の皆さまが心身ともに健康で豊かな生活を送ることができるよう、各世代別の生活習慣病予防及び重症化予防対策に重点を置き、保健師及び栄養士による保健指導や栄養指導、健診結果説明会等を行いながら、町民一人ひとりが健康に関心を持ち、正しい生活習慣を身につけ、心身の健康づくりに取り組むための支援を行います。併せて、疾病の早期発見、早期治療のための各種がん検診等を実施し、町民の健康増進に努めてまいります。母子保健対策につきましては、総合戦略の「妊娠・出産に対する支援プロジェクト」として、不妊に悩む家庭に対して不妊治療に対する助成を引き続き実施いたします。また、妊産婦健診時の交通費の助成や新生児聴覚検査費用の一部助成を始め、乳幼児健診、離乳食教室及び助産師等の専門職を活用した母親学級、産後ケア教室、家庭訪問・保健指導等を引き続き実施し、妊娠、出産、子育てに関する相談体制を整備し、切れ目のない支援に努めてまいります。さらに、発達障がい等で、子育てに悩む家庭が増加していることから、臨床心理士による発達相談につきましても継続してまいります。精神保健対策につきましては、在宅の精神障がい者の方々や引きこもり等で社会に適応することが困難な方などに対し、生活の維持や社会復帰を図ることを目的に、引き続き関係機関と連携し相談体制の充実を図ってまいります。

国民健康保険事業は、他の健康保険に加入していない方を対象とした医療保険制度で、市町村が運営してきたところですが、平成30年度からは都道府県が財政運営の責任主体となり、北海道が国保運営における中心的な役割を担っております。国民健康保険税については、令和4年度から未就学児の国民健康保険税均等割の減額を、令和5年度から出産被保険者に係る産前産後期間における国民健康保険税所得割及び均等割の減額を実施するなど、国保加入世帯の負担軽減に努めてきたところですが、税率については国保事業の持続的かつ円滑な運営を継続させる観点より昨年と同率といたします。後志広域連合に対し、北海道に支払う国保事業費納付金を含めた分賦金を支払っており、本年度は、前年度に比べて2210万9000円減となる1億6679万4000円の分賦金が示されておりますが被保険者の負担増とならないよう、今後も健康増進や疾病の早期発見の取組に努めてまいります。後期高齢者医療制度につきましては、保険料の徴収、各種届出・申請書の受付などの業務を引き続き行ってまいります。また、国民健康保険及び後期高齢者医療保険の被保険者に対し、健康増進を支援する特定健診・特定保健指導、胃がん・子宮がん検診等への一部補助や短期人間ドック事業、後期高齢者歯科健診を引き続き実施してまいります。

町民の皆さまが安心して暮らしていくための医療体制につきましては、町内の民間医療機関と連携し、一次医療体制の確保を図ってまいります。また、北しりべし定住自立圏における広域連携により、二次医療体制及び救急医療体制の維持を図るとともに、課題となっている産婦人科体制等の周産期医療体制の確保につきましては、北後志6市町村、北海道及び関係医療機関で設置しております「北後志周産期医療協議会」の決定事項に基づき、地域で安心して出産ができる体制の整備に向けて本町も応分の財政支援を行ってまいります。

異常気象により全国で発生している自然災害に対しては、防災行政無線やJアラートを活用して気象情報や避難情報など早期の注意喚起を行うとともに、北後志消防組合仁木支署と連携し、防災体制における不断の改善に努めてまいります。また、仁木町地域防災計画、仁木町国民保護計画、各種防災マニュアル

の見直しや計画的な防災資機材等の整備のほか、避難所における良好な生活環境の確保を目的とした災害用ベッドを整備してまいります。防災体制につきましては、職員が防災士の資格を取得することにより、防災知識の向上に伴う層の厚い全庁的な防災体制の構築に努めてまいります。防災訓練につきましては、原子力災害を想定した北海道原子力防災総合訓練のほか、自然災害を想定した仁木町地域防災訓練を実施し、各種災害発生時における防災関係機関の適切な役割分担と相互に連携協力した実効性のある対応方策を確認するとともに、消防や自衛隊等と連携し、町民一人ひとりが自らの判断で避難行動がとれる体制の構築に向け、防災に関する意識の高揚と知識の向上に取り組んでまいります。

消防行政につきましては、町民皆さまの生命、身体及び財産を守ることを消防活動の使命としていただいております。現在、仁木支署では、複雑化・高度化する消防活動及び救急救命活動における知識、技能の維持・向上のため、各種研修会への参加並びに訓練を行うとともに、資機材の整備を計画的に行っております。仁木消防団につきましては本年2月1日現在で男性団員76名、女性団員16名の合計92名が地域防災の担い手として、防災意識の向上、地域住民の皆さまへ防災意識の啓発に努めております。令和6年1月1日に発災した能登半島地震では、懸命な捜索・救助活動が行われ、被災した方々は大変苦しい生活をされているところであります。しかし、平成23年3月に発生した東日本大震災を教訓とし、住民の皆さまの防災意識の向上、気象庁や各種メディアの避難勧告の見直し等、多くの取組が相乗効果をもたらし、被害の減少につながったと考えております。また、火災予防に関する広報や消防訓練により火災被害の軽減に向けた取組を継続するとともに、救急救命講習など応急手当の普及拡大に努め、更なる町民の防災意識の向上を図り、仁木支署と仁木消防団だけではなく、町、そして町民の皆さまとの連携強化による迅速な消防・防災活動により、町民の安全・安心を確保してまいります。

交通安全対策につきましては、高齢運転者の誤操作やチャイルドシートの使い方の不備などによる事故が社会問題となっていることから、旗の波運動などの交通安全に関する教育・普及啓発活動を交通安全指導員と連携して展開するとともに、高齢運転者に対する安全運転の啓発やチャイルドシート等の取付け支援、交通安全灯の定期的な整備などの多角的な交通安全対策を実施してまいります。また、犯罪防止に大きな役割を担っている防犯灯につきましては、LED化を推進するとともに、電気代補助を継続し、町内会などの負担軽減に取り組んでまいります。

～町民に質の高い教育を～。

教育における地域課題やあるべき姿を共有し、効果的に教育行政を推進するため、総合教育会議において教育・学術及び文化の振興、児童・生徒の安全対策などの協議を進めるとともに、仁木町教育大綱に基づき、教育委員会と意思疎通を図り、「いつまでも・いつでも学べる町」の実現に向け、こどもから高齢者まで学習できる環境づくりに努めてまいります。

～町民に生活の潤いを～。

生活や産業の基盤であります道路・河川及び水道の整備など、適切な維持管理を通じ、町民の安全・安心で快適な生活を守るという使命を確実に果たせるよう取り組んでまいります。道路整備事業につきましては、児童及び歩行者の安全な通行空間を確保するため、昨年度に測量設計を終えた北町3丁目地内の町道仁小中線改良工事（延長186m）を実施してまいります。農道整備事業につきましては、農業機械の運行等の農業生産活動や農作物等の輸送のために利用されている団体営樹園地農道網整備事業で整備された町道谷地線（延長960m）及び2番地通り（延長1290m）の路線について、北海道が実施する農地整備事業の

地域農業の通作・輸送条件の改善を図る機能保全対策面の更新整備として、本年度の点検診断・保全対策の事業費に対し、町が22.5%（国55.0%、北海道22.5%）を負担し実施してまいります。橋りょう補修事業につきましては、既設橋りょうの長寿命化を図るため、年次計画に基づき、老朽化が著しい町道中線金光橋（延長36.6m）の補修工事を実施してまいります。町道の維持管理につきましては、交通安全確保のため、本年度も定期的にパトロールの実施、路肩等の草刈り、路面補修などを実施してまいります。除排雪事業につきましては、冬期間の生活道路を確保するため、町道の除雪延長約86Km（車道134路線、歩道9路線）の除雪を委託業務により実施するとともに、道路幅員確保のため必要となります排雪業務を実施してまいります。また、個人が管理する私有道路につきましても、除雪を対象とした補助金を引き続き交付してまいります。

本年3月に後志自動車道仁木・余市間が開通いたします。この開通により、観光や産業の振興、並びに私たちの日常生活においても更に利便性が向上するところですが、倶知安ニセコ方面に向かわれる方が多くが仁木インターチェンジを利用されると見込まれることから、接続する国道5号や各町道における除雪や交通安全対策につきまして、北海道開発局や後志総合振興局と連携を密にして対応してまいります。

北海道新幹線の札幌延伸工事につきまして、ニツ森トンネル（尾根内工区）の本坑掘削工事は、本年2月1日現在でトンネル延長4615mのうち4514m（掘削率97.8%）まで掘削が進んでおり、本年3月には貫通が見込まれております。発生土の受入れにつきましても、大江及び長沢地区の住民の皆さまのご理解、ご協力により、大江地区町有地での仮置き、長沢地区町有地への搬入が行われているところであり、今後におきましても、随時、地域の皆さまに情報をお伝えしてまいります。

災害が激甚化・頻発化する中、災害の発生を予防するため、緊急自然災害防止対策事業を進めてまいります。本年度は、道路防災として町道仁木トマップ線外2路線舗装補修設計を実施し、河川改修では、上尾根内川護岸改修工事（延長124m）及び昨年度に引き続きマカナイ川護岸工事（延長162m）を実施してまいります。

公共交通を確保することは、町民の皆さまの日々の生活に直結する重要な課題であると捉えております。

町コミュニティバス（ニキバス）につきましては、定時定路線で運行し、年々利用者が増加しております。今後においても、昨年度から受け入れております地域活性化起業人と連携して、観光分野のほか、町内における様々な課題解決に向け、民間のノウハウや提案を活用した取組を展開していくとともに、町民の皆さまから意見や要望を伺いながら、より利用しやすい交通体系の確立に向けて引き続き取り組んでまいります。

国は全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会を目指すデジタル田園都市国家構想の実現に向け、デジタル技術を活用して地方の社会課題解決や魅力向上の取組を加速化させております。本町におきましても町民に向けたDXを推進させていくため、オンライン申請やLINEを含めたSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の活用拡大を検討してまいります。

本町の農業の更なる発展や福祉の充実において従事者の確保は最重要課題となっており、そのため外国人材を含めた多くの方が町外から本町に移住し、様々な分野に従事しております。今後においても、移住者の増加が見込まれることから、これまで移住定住を促進するため実施してきた新築住宅建設及び改修に対する助成に加えて、空き家を積極的に流動させる取組や各種従事者の住居確保に対する支援を検討し、住環境の整備促進に努めてまいります。

町営住宅事業等につきましては、「仁木町営住宅等長寿命化計画」に基づき、本年度は、町営住宅みずほ32外壁等改修工事の実施設計を行ってまいります。

水道事業につきましては、本年度は、町道仁小中線道路改良工事に伴う配水管移設工事（延長244m）、新然別浄水場屋上防水改修工事を実施してまいります。また、持続可能な水道事業を実現するための中長期的な視点に立った水道資産の管理運営を行い、水道施設の計画的な更新を目的とした、アセットマネジメント策定業務を昨年度に引き続き実施してまいります。なお、新然別浄水場を始めとする各水道施設の機械・電気設備につきましても、各種ポンプの交換等、計画的な更新を進めてまいります。今後におきましても、町民の皆さまに安全・安心な水道水の安定供給に努めてまいります。

近年、ライフスタイルや住環境の変化に伴い、ごみの種類も多様化しており、環境負荷の増大が懸念されております。家庭から排出される「燃やせるごみ」につきましては、6市町村からなる北しりべし廃棄物処理広域連合にて焼却を行っております。当該処理施設は、焼却設備の更新時期を迎えているため、令和5年度から令和8年度にかけて全面改修を行うこととしております。令和7年度は、引き続きごみ焼却処理施設基幹的設備改良工事を行うほか、リサイクルプラザ基幹的設備改良工事にも着手することとなっております。「燃やせないごみ」につきましては、収集後に仁木町クリーンセンターにて再分別を行い、埋め立てております。町民皆さまのご協力により、分別収集やリサイクル資源の適正処理が励行され、ごみの減量化が図られているところでありますが、今後におきましても、収集への出し方ルール徹底や各種資源ごみリサイクルに向けた啓発を推進し、町民意識の向上に努めてまいります。仁木町クリーンセンターにつきましては、埋立計画期間である令和8年度末に満了を迎える予定でありましたが、減量化や分別処理の推進により、埋立場が当初の計画値を下回って推移しており、昨年度実施した残余容量調査では満了期間を令和13年5月まで延命化が図られるとの結果を受けております。さらに「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく手続きを行うことにより、令和15年度までの延伸も可能であるとの見込みであります。本年度につきましては、これらの手続きに向けて必要な準備を始めるとともに、次期計画の策定に向けた事務を進めていくこととしております。粗大ごみの収集につきましては、仁木町クリーンセンターへの自己搬入が困難な方のために、本年度も2回実施してまいります。また、日頃のごみ出しに困っている一人暮らしの高齢者や障がいをお持ちの方に個別訪問し、声かけによる安否の確認等を行いながら、ごみを収集する「ふれあい収集」を引き続き実施いたします。環境対策につきましては、国の循環型社会形成推進交付金を活用し、町内の個人設置・個人管理による、し尿汚水と雑排水処理を行う合併処理浄化槽の設置に係る補助事業を継続し、快適で衛生的な生活環境の確保を図ってまいります。本町を含む北後志5か町村で構成しております北後志衛生施設組合のし尿処理につきましては、本年度から余市下水処理場で受入処理することとしております。また、余市町栄町にある旧施設につきましては、し尿残処理や解体工事に向けた実施設計業務を行うこととなっております。余市町、赤井川村とともに実施している余市川クリーンアップ作戦については、今後も継続した取組を行い、余市川の環境保全に対する意識醸成に努めてまいります。

まちづくりの最上位計画である「第6期仁木町総合計画」では、持続可能な社会を実現するための17の目標（SDGs）との関連性を明確にしています。このうち、景観の整備につきましては、重要な施策の一つとして位置付けており、町民の共有財産である本町の景観を守り、未来へつなぐため、地域の特性に沿った景観づくりに向けての準備段階として、景観への保全意識の醸成を図るための取組を進めてまいりま

す。脱炭素社会の実現につきましては、「仁木町再生可能エネルギービジョン」の下、限りある資源の有効活用と再生可能エネルギーの普及促進により環境にやさしいまちを目指すため、町民、事業者、国、北海道、関係団体と協力・連携し、引き続き取り組んでまいります。

マイナンバーを活用した行政サービスにつきましては、国の動きに合わせて進めていくなど、住民ニーズに即した行政サービスの充実を図ることが今後更に必要となっていくものと考えております。マイナンバーカードの保険証利用が始まり、運転免許証との一体化も進められる予定となっておりますので、町では今後も国が掲げる全国民への交付を目指し、更なる取組に努めてまいります。令和5年6月9日に公布された「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」により、戸籍に氏名の振り仮名が記載されることになりました。

本年度は、令和7年5月26日の法施行に向けて、記載することとなる氏名の振り仮名をお知らせし、確認いただく事務を行います。本籍地の自治体から通知されるものを確認していただく手続きになりますが、事務の執行に当たっては、町民の皆さまへの丁寧な説明に努めてまいります。

～町民とともに築く豊かで活力ある産業振興を～。

昨年の仁木町農業を振り返りますと、一年を通して気温が高い日が多かったものの、6月から8月にかけて曇天の日が多く、日照不足による着色不良などが見られましたが、台風による大きな被害もなく、総じて良好な年でありました。主要農産物でありますミニトマトは、収穫期に入ってから日照不足により収穫量は平年並となりましたが、国内野菜価格高騰の影響により、過去最高の販売額を記録する生産組合もありました。しかし、本年度も一年を通して安定した天候で推移するとは限らず、一昨年のような猛暑になることも想定し、北後志農業改良普及所や新おたる農業協同組合とともに、情報共有を行い必要な対策を講じてまいります。水稻については、作況指数が102の「やや良」となりましたが、令和の米騒動と言われるように、販売価格が例年の1.5倍から2倍まで高騰し、過去に例がない水準となりました。ぶどうは、ハウス栽培及び醸造用ぶどうの収穫量は平年並でしたが、露地ぶどうにつきましては着色初期に晩腐病が発生し、収穫期には平地を中心に著しい被害が発生しました。さくらんぼは、開花期間中の強風や降雨により、収穫量は平年より少なかったものの、収穫期における降雨が少なかったため裂果や病害虫による被害も少なく、品質は良好でありました。農業従事者の減少や高齢化、後継者不足への対策については、新規就農の育成確保に向け仁木町新規就農受入協議会が中心となり、各種施策や取組を進めてまいります。本年は、2名の農業研修生を受け入れるほか、昨年研修した者のうち2組が本年度から果樹やトマト生産者として就農することから、生産基盤となるパイプハウスの新設補助事業を継続し、定着に向けて関係機関、団体等の連携により、支援を実施してまいります。労働力不足への対策については、特定技能外国人の受入れを引き続き推進するとともに、昨年、新おたる農業協同組合の森代表理事組合長と訪問したベトナムとの関係構築に向け、引き続き交流を深めてまいります。また、労働力不足と共に受け入れた外国人労働者の住居も不足しており、各生産者や雇用事業者からも住宅確保に関する要望も多くいただいていることから、新おたる農業協同組合等と連携し、住宅の整備に向け検討してまいります。地域における農業の将来の在り方について、農地利用の姿を明確化した仁木町地域計画につきましては、本年2月に計画案が策定され現在縦覧中ではありますが、地域計画実現のため、農地の出し手、受け手の意向を十分踏まえ随時更新してまいります。農業・農村が有する多面的機能が維持・発揮されるとともに地域全体で担い手を支えるため、農業者等で構成される活動組織が行う取組には、国の多面的機能支払交付金を活用し支援して

まいります。水稻の低コスト生産や省力化のため畦畔除去による水田の区画拡大など農業者自らが施工する簡易な基盤整備には、町の単独事業で引き続き支援してまいります。農業には欠かせない農業用水を今後も安定的に確保するために、余市川の5つの頭首工について余市川土地改良区が行う改修事業に対し支援を継続して行ってまいります。本年度は、道営事業において令和4年度から実施されている銀山頭首工及び、尾根内頭首工の改修工事に対し支援してまいります。また、水田農業においては、米の販売価格が過去最高の水準で推移しており、水稻作付生産者が面積の増加を希望されることも想定し、仁木町地域農業再生協議会を中心に、極端な供給過多にならないよう国の交付金を活用し、転作作物のそばや飼料用米、新市場開拓用米等への支援を継続するなど、水田農業の経営安定化に取り組んでまいります。有害鳥獣対策につきましては、仁木町鳥獣被害対策実施隊、北海道猟友会仁木支部の協力をいただきながらエゾシカ、熊の駆除を引き続き実施してまいります。また、農作物に被害を受けている方のアライグマ用箱わな、シカ用くくりわな、シカの進入防止柵、シカ用音響・発光忌避機材の購入に対する支援や狩猟免許取得への補助についても引き続き取り組んでまいります。なお、狩猟免許取得補助事業により、近年、狩猟免許を取得し北海道猟友会仁木支部に加入される方が増え、構成員の若返りも進んでいることから、新規加入者への適切な指導を実施し、仁木町鳥獣被害対策実施隊の役割や目的などについても、継承してまいります。常態化してきている異常気象や、アメリカ政府を始めとする世界の様々な情勢変化、国内外における産地間競争の激化など、時代の変化に柔軟に対応し、戦い抜ける仁木町農業を目指し、令和7年度も町民の皆さまと力を合わせ全力で取り組んでまいります。

少子高齢化や技術革新が進み、産業構造や就業形態が急速に変化する中、都市部では地方の魅力に関心を寄せる人、地域との関わりを持ちたいという人も増加しています。このような環境や社会の変化を踏まえ、新たな企業等との連携を一層推進し、企業誘致や関係人口の増加につながる取組を進めてまいります。

地域おこし協力隊につきましては、本年3月現在、10名の隊員が地域活動に取り組んでおります。引き続き地域外の人材を積極的に受け入れ、地域力の維持、強化を図っていくこととし、新たな隊員を募集するとともに、隊員の活動や定着に向けた支援を関係機関、団体と連携し行ってまいります。急速な物価や人件費の高騰により、町内の商工業者は依然として厳しい経営環境におかれております。このような中、経営の継続、経営合理化、事業の円滑化を支援するため、北海道の融資等を受ける資金の保証料に対する助成を引き続き行うとともに、経営指導や各種相談業務を行い町内商工業者の健全育成に当たっている仁木町商工会に対する助成も継続して行ってまいります。

観光拠点施設の運営についてであります。仁木町観光管理センターは、引き続き指定管理者制度による効率的な運営に努め、観光農園と直売所の相互調整、果樹観光やワインツーリズムなどの情報発信の拠点施設としての役割を担ってまいります。フルーツパークにきにおきましても、指定管理者制度を継続し、民間の効率的な運営と利用者サービスの向上を図り、農業と観光振興を通じた地域経済活性化施設としての役割を担ってまいります。また、一般国道5号倶知安・余市道路仁木インターチェンジの開通に伴い観光拠点施設の在り方について、第6期総合計画に沿って、引き続き検討してまいります。観光客の誘致促進に向け、さくらんぼフェスティバルやフルーツ&ワインマラニックなどの各種イベントにつきましては、本町の魅力である美しい風景と農産物やワインなどの味覚を楽しんでいただく郷土色豊かなイベントとして、関係者の創意工夫の下、各イベント実行委員会を始め、関係者の皆さまにご理解とご協力をいただきながら、地域経済の再生につながる効果的な観光イベントとなるよう実施してまいります。また、イメー

ジキキャラクターを活用した観光PRなどの振興事業や業務推進を担う仁木町観光協会に対する助成につきましても、継続して行っておりまいます。町民の皆さまを始め、多くの方々に利用されている、ふれあい遊トピア公園及び、本年12月にリニューアルオープンする予定の仁木町民スキー場は、新たな指定管理者による管理運営を行い、民間の効率的な運営と利用者サービスの向上を図り、スポーツ活動を通じた地域活性化や関係人口づくりの場としての役割を担っておりまいます。令和6年度に過去最高となる5億円余りの寄附を見込むふるさと納税につきましては、本年度も関係機関・団体のご協力をいただきながら、寄附者に対して魅力ある返礼品贈呈事業に取り組んでまいります。

～町民とともに推進するまちづくりを～。

少子化の進行などにより、私たちの生活を取り巻く環境は大きく変わり、地域社会が抱える課題も、福祉や子育て、防災、防犯など多岐にわたっております。これら地域課題に対応するためには、行政だけではなく、町内会を始め個人やまちづくり団体等がそれぞれの役割分担を考え、互いに協力し行動することが大切であり、自助、互助、共助、公助の視点に立ち、行政はより一層対話を進め、町民や関係団体とともに取り組む協働のまちづくりを積極的に進めることが求められています。町内会や各種ボランティアグループが連携を図りながら、将来にわたり支え合い、助け合う地域コミュニティづくりを進めるため、まちづくり協働事業助成を始め、町内会連絡協議会やコミュニティ運動推進委員会など住民活動への支援を継続してまいります。「まちづくりはひとづくり」を理念に協働のまちづくりを進める中、今後は情報発信手段の多様化が求められるものと考えており、町広報紙を始め、ホームページやSNSなど様々な電子媒体による情報共有ツールの有効的な活用方法を研究するほか、的確かつ迅速な行政情報及び地域情報の発信に努め、親しみやすい・分かりやすい広報活動を展開し、より多くの町民の声を聴き、町民相互の連携を図られるよう広聴機能の強化に努めてまいります。行政を取り巻く環境の変化に柔軟に対応できる効率的・機能的な行政体制を確立するため、研修の充実を図り、職員の能力開発・人材育成に努めてまいります。

本町が自主自立に向けたまちづくりを更に進めていくためには、人口や財政の規模に見合った町政運営が必要となります。町民参加の下、まちづくりの共通目標となる第6期総合計画に基づく計画的なまちづくりを推進してまいります。また、銀山地区における新たなコミュニティ拠点施設建設につきましては、昨年度策定した基本構想（マスタープラン）に基づき推進してまいります。

#### 4. むすび。

以上、町政執行に関する所信と骨格となる施策を申し述べさせていただきました。本年度は、本町の開拓の祖である仁木竹吉氏が明治8年に徳島県から単身で北海道に渡り、各地を調査してから150年の節目となる年になります。今日までの長い道程の中で、多くの先人たちが幾星霜を経て仁木町という豊穡の地を築き上げてきたように、今日の不透明な時代の中にあっても、温かく、そして希望と活力に満ちた輝かしい未来を切り開いていくことができるものと信じています。仁木町の未来を見据え、持続可能な自立した行財政基盤の確立に十分に留意し、前例にとらわれることなく、柔軟で大胆な発想と挑戦し続ける覚悟をもって、職員と一丸となって引き続き全力で取り組んでまいりますので、議員各位並びに町民の皆さまのご理解、ご協力を切にお願い申し上げ、令和7年度の仁木町行政と予算案の大綱とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（横関一雄）暫時休憩します。

休 憩 午後0時13分

## 再 開 午後1時15分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、8名です。

次に、令和7年度仁木町教育行政執行方針について発言を許します。岩井教育長。

○教育長（岩井秋男）令和7年度仁木町教育行政執行方針について申し上げます。

令和7年第1回仁木町議会定例会の開会に当たり、本町の教育行政執行方針について申し上げます。

町民の皆さまを始め、町議会議員の皆さまのご協力、関係各位の心温まるご支援によりまして、令和6年度の教育行政を円滑に推進できましたことに、心から感謝とお礼を申し上げます。

さて、学校教育につきましては、仁木町学校教育基本方針に基づき、令和4年度から義務教育期間の9年間を見通した小中一貫教育の実現に向けた取組に着手しております。また、GIGAスクール構想のもとで生み出されてきた多様な教育実践の工夫を取り入れることにより、新しい学びの在り方へと進化しております。生涯学習においては、総合計画にある「町民に質の高い教育を」の実現に向け、これまで行ってきた事業の見直しなど、町民一人ひとりが学習できる環境を整えていきたいと考えております。

令和7年度の教育行政執行方針を策定するに当たり、第6期仁木町総合計画の将来像である「魅力ある、住みよい、個人の主体性と地域の共生・調和を大切にするまち～すべては未来の子どもたちのために～」の具現化に向け、「学校教育」と「生涯学習」が連携しながら取組の方針と具体的な施策を定めました。

始めに、学校教育について申し上げます。

学校教育の役割は、子どもたちが将来、社会で自立し、自らの人生を豊かにするために必要となる基礎的な力を身に付けさせるとともに、一人ひとりの個性や可能性を引き出すことにあります。文部科学省では、加速する社会のデジタル化の変化に対応するため、GIGAスクール構想で示された個に応じた指導をより一層重視し、指導方法や指導体制の工夫改善により、学習の充実を図るとともに、情報通信端末や情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらの情報手段等を活用した課題解決型学習等により、主体的に考え、多様な立場の者が協働的に議論することなどが示されております。そのため、これらの情報手段を適切に活用し、学習活動の充実を図る取組を進めていくほか、個に応じた指導が孤立した学びに陥らないよう、探求的な学習や体験活動等を通じ、他者と協働しながら、他者を価値ある存在として尊重し、様々な社会的変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるよう、必要な資質、能力を育成する「協働的な学び」の充実にも取り組んでいくなど様々な学習内容を見据えながら、一層の充実を図るため、重点的に取り組む施策を定めました。

重点の1つ目は、「教育内容の充実」であります。

ICT機器の活用につきましては、基礎的、基本的な知識・技能の習得とそれらを活用した課題解決のために必要な思考力や判断力、表現力などを育むことが重要であり、加えて、主体的、対話的で深い学びを充実させる必要があります。また、大学入学共通テストにおいては、オンライン回答による出題方式が検討されており、小中学生を対象とした、全国学力・学習状況調査においてもオンライン回答が段階的に進められ、本年度においても全ての学校で文部科学省CBTシステムを活用したオンライン回答が実施されることとなっております。そのため、教職員一人ひとりが、子どもたちと共にICTに慣れ親しみ、ICTスキルを向上させると共に、これまでの優れた教育実践とICTを最適に融合することで、様々な課題を解決し、教育の質の向上につなげてまいります。

外国語教育の推進につきましては、「読む」、「聞く」の2技能を判定する英検I B A、英語の発音を音声で確認することができるデジタル教科書、外国人と会話する機会として外国語指導助手を活用しながら、英語力の定着・向上に取り組んでまいります。

小中一貫教育につきましては、仁木町学校教育基本方針を踏まえ、令和8年度の導入に向けた準備として、「9年間を通じた指導計画」、「9年後の目指す子ども像」、「小中学校間の乗り入れ授業」に加え、「小中合同の教員研修」、「小中合同の公開授業」などに取り組んでまいります。

また、銀山地区に開校予定の義務教育学校につきましては、補助金の算定誤りにより開校が2年延期したことを深くお詫びするとともに、令和10年度の開校に向けて、開校準備委員会において、「校歌・校章」、「教育課程」、「学校施設」、「部活動」などについて協議するほか、昨年度実施した詳細な基本設計を基に、学校設備や学校備品などについて検討し、関係機関の意見等を踏まえながら、関係法令に照らし合わせ、構造設計図、工事費概算図書等を作成してまいります。

仁木地区・銀山地区に設置しておりますコミュニティスクールにつきましては、保護者や地域が学校の様々な課題解決に参画し、それぞれの立場で主体的に子どもたちの成長を支えていくための仕組みであることから、保護者や地域住民が学校や地域の課題を共有し、共通の目標、ビジョンを持ち一体となって地域の子どもたちを育み、小中一貫教育や部活動の地域移行に対しても連携しながら進めてまいります。

重点の2つ目は、「教育環境の充実」であります。

近年の異常気象により、北海道の気候が変化し、本州並みの暑さとなっていることから、児童生徒の健康を守るため、町内の小中学校にエアコンを設置するほか、暑さ指数や熱中症警戒アラートを踏まえた運用を実施し、暑さ対策・熱中症対策に取り組めます。

教職員の働き方改革につきましては、昨年度策定しました仁木町立学校の働き方改革アクションプラン（第3期）に基づき、長期休業期間中における閉庁日や定時退勤日の設定などに従前からの取組を継続しつつ、国の方針である部活動の地域連携を検討するとともに、校務支援システムやI C T機器を積極的に活用した効率的な業務の推進、時間外在校時間の公表などを引き続き実施するほか、教職員が使用する校務用パソコンを更新し勤務環境の改善に取り組んでまいります。I C T機器の整備につきましては、各学校で学習eポータル、文部科学省C B Tシステム、デジタル教科書等、デジタル教材の活用が進んでいることから、最適な通信環境を確保するため、国の補助事業を活用し、各学校においてネットワークアセスメントを実施いたします。

重点の3つ目は、「学校給食の充実」であります。

食材につきましては、本町及び後志管内を始めとした北海道産品を積極的に取り入れ、地産地消の大切さや地域の食文化を伝えるよう努めてまいります。食育につきましては、各学校と連携し、食事の重要性や楽しさ、生産者への感謝の気持ちなどを育み、食に関する正しい知識と望ましい食習慣の定着を図ってまいります。調理業務等につきましては、「安全・安心な学校給食の提供」を第一に行っておりますが、21年目を迎える調理場設備において耐用年数を超え経年劣化が見られる機器については、突発的な故障による給食の提供停止を防ぐため、本年度はプレハブ冷蔵庫や冷凍庫など4台を更新する予定であり、今後においても計画的な更新を予定しております。また、エネルギーや食料品等の物価高騰による小中学生の保護者の負担を軽減するため、令和6年度に引き続き学校給食費の免除を実施いたします。

続きまして、生涯学習について申し上げます。

生涯学習の役割は、町民一人ひとりが生涯を通じて、いつまでも学べるよう地域において様々な学習機会に出会える環境を整えることを目指しています。本町におきましても、第6期仁木町総合計画や教育大綱を踏まえ、子どもから高齢者までがいつまでも、いつでも学べる町づくりを目標として、重点的に取り組む施策を定めました。

重点の1つ目は、「いつまでも学習の推進」であります。

いつまでも学習の推進につきましては、仁木町社会教育推進計画に基づき、子どもから高齢者まで学習できる環境づくりに努めるとともに、行政、学校及び地域が協力して、世代を超えた学習機会を創出するため、町内の社会教育関係団体並びにその他民間企業に協力をいただき、年間を通して多様な体験活動の実施を目指します。

子どもの読書活動につきましては、第2期仁木町子どもの読書活動推進計画に基づき、子どもたちが読書を通して健やかに成長し、より良い読書習慣を身に着けることができるよう子どもの成長段階に応じた読み聞かせ事業の推進や広報等を活用した本の魅力発信など、読書に親しみを持てる環境づくりに努めてまいります。また、令和5年度から実施している寺子屋スタディにつきましては、夏季及び冬季休業期間に加え、令和6年度からは毎週火曜日から金曜日の放課後にも拡大実施し、一定の成果が現れていますので、本年度も引き続き取り組んでまいります。

高齢者の社会活動促進や健康増進を図るため、やすらぎ大学の講座を通して、充実した生活をサポートし、生きがいや、やりがいを高める学習を実施してきましたが、学生数の減少や学習内容の重複という課題から、本年度は学習内容の精査と誰もが通いやすい講座となるような高齢者教育を目指してまいります。

重点の2つ目は、「スポーツ活動の振興」であります。

スポーツ活動の振興につきましては、町民それぞれが自ら親しみ生涯を通して気軽にスポーツを楽しめる機会の拡充を図るため、各スポーツ団体等と連携を図り、町民が日常的にスポーツを楽しむ活動機会の提供や、環境整備に努めていくほか、豊かな人間性やたくましい身体を育む機会を設けたいと考えております。また、スポーツ協会やスポーツ少年団への活動支援による各種事業の充実やスポーツ指導者研修会の開催など、スポーツ活動の普及・促進に努めてまいります。

重点の3つ目は、「文化・芸術活動の創出」であります。

文化・芸術活動の創出につきましては、町民一人ひとりの心の豊かさや創造性を育み、暮らしに潤いと活力を与えるため、仁木町民センターを中心とした文化施設を町民の心やすらぐ空間として、各文化団体やサークル活動の交流、参加機会の充実を図り、子どもから高齢者まで文化芸術に触れる機会の拡充を進めてまいります。また、文化財の保護、活用といたしまして、先人が築き上げてきた郷土の歴史を後世に伝えるため、文化財の適切な保存及び活用に努めてまいります。

重点の4つ目は、「社会教育施設の適切な管理」であります。

社会教育施設の適切な管理につきましては、教養、健康増進、生活文化の向上を図るため、管理人や指定管理者と連携し、引き続き心豊かに生活を送ることができる環境づくりに努めてまいります。また、令和6年度に廃止いたしました銀山水泳プールにつきましては、本年度、解体することとしております。その他、施設の多くが建設後30年以上経過していることから、個別施設計画に基づき、計画的な大規模改修等や統廃合について準備を進めてまいります。以上、令和7年度に取り組む重点施策を申し上げます。

仁木町が、人口減少等の課題を乗り越え、地方創生を実現するためには、人材育成を担う教育の役割が

重要であります。教育委員会といたしましては、子どもから高齢者まで、様々な社会変化にも果敢に挑戦し、仁木町の輝く未来を築き、幸福な人生を歩んでいくことができるよう、学校、家庭、地域、行政との緊密な連携の下、一丸となって本町教育の充実、発展に取り組んでまいります。町民の皆さまの積極的な参画と、町議会議員の皆さまを始め、教育関係機関、団体等の一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。以上、令和7年度仁木町教育行政執行方針といたします。

○議長（横関一雄）以上で『令和7年度仁木町行政と予算案の大綱』、『令和7年度仁木町教育行政執行方針』を終わります。

暫時休憩します。

休 憩 午後1時29分

---

再 開 午後1時29分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、8名です。

お諮りします。以上で本日の日程はすべて終了しました。

本日は、これで散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本日はこれで散会することに決定しました。

本日はこれで散会します。

なお、次回開催は、3月10日月曜日、午前9時30分より開会しますので、出席願います。

本日のご審議大変ご苦労さまでした。

散 会 午後1時30分

---

以上、会議の経過は書記が記録したものであるが、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

## 令和7年第1回仁木町議会定例会議決結果表

会 期 令和7年3月7日～3月17日（11日間）

1日目 令和7年3月7日（金）

（開会 ～ 午前9時30分 ／ 散会 ～ 午後1時30分）

| 議案<br>番号  | 議 件 名                            | 議決年月日  | 議決結果 |
|-----------|----------------------------------|--------|------|
| 議案<br>第1号 | 令和6年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第6号）         | R7.3.7 | 原案可決 |
| 議案<br>第2号 | 令和6年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号） | R7.3.7 | 原案可決 |
| 議案<br>第3号 | 令和6年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）  | R7.3.7 | 原案可決 |
| 議案<br>第4号 | 令和6年度余市郡仁木町簡易水道事業会計補正予算（第2号）     | R7.3.7 | 原案可決 |